

資料 1 - 4 - 2

泊発電所 3号炉 審査資料	
資料番号	SA60-9 r.12.0
提出年月日	令和6年2月16日

泊発電所 3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(重大事故等対処設備)
比較表

2.17 監視測定設備【60条】

令和6年2月
北海道電力株式会社

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>比較結果等を取りまとめた資料</p> <p>1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)</p> <p>1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由</p> <p>a. 大阪3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし</p> <p>b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし</p> <p>c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：下記1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングポストのバックグラウンド低減対策の見直し (60-6 適合状況説明資料 3.4 モニタリングポスト, モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策手段) <p>d. 当社が自主的に変更したもの：なし</p> <p>1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由</p> <p>a. 大阪3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし</p> <p>b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：あり（本文、添付資料において、文章構成を全面的に女川に統一した。また、補足資料を充実した。）</p> <p>c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし</p> <p>d. 当社が自主的に変更したもの：以下1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤レイアウト及びその周辺道路等の配置変更により、可搬型モニタリングポストの設置場所を変更した (他の設備については位置の変更は行っていないが、図面を最新化した)。 <p>1-3) バックフィット関連事項</p> <p>なし</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 女川2号炉まとめ資料との比較結果の概要</p> <p>2-1) 設備又は設計方針の相違</p>			
項目	大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	相違理由
緊急時対策所付近への可搬型気象観測設備の設置	(同様の運用なし)	(同様の運用なし)	<p>運用方法の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は過去の審査会合指摘を受けた対応として、可搬型気象観測設備を気象観測設備の代替のほかに緊急時対策所のブルーム通過方向把握用にも設置する運用としている。 (以降①の相違と記載する。)
ダスト測定、β線測定に用いるサーベイメータの整理	汚染サーベイメータ、β線サーベイメータ	β線サーベイメータ	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では放射性ダスト測定ではGM汚染サーベイメータを用い、β線の測定にはβ線サーベイメータを用いることとしている（大飯も汚染サーベイメータ、β線サーベイメータをそれぞれ用いる）。 ・女川はいずれもβ線サーベイメータを用いる。 ・いずれの運用においても、適切な換算を行うことで計測が可能であり、設備名称の相違に近いが、女川では兼用となることにより配備数の相違も発生するため、設備の相違に分類した。 ・なお、島根2号炉でも放射性ダストの測定ではGM汚染サーベイメータを用い、β線の測定ではα・β線サーベイメータをそれぞれ用いることとしており使分けている。 (以降②の相違と記載する。)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																																																																	
<p>2. 女川2号炉まとめ資料との比較結果の概要</p> <p>2-2) 設備名称の相違</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>大飯3/4号炉</th> <th>女川原子力発電所2号炉</th> <th>泊発電所3号炉</th> <th colspan="4">相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>モニタリングステーション及びモニタリングポスト</td> <td>モニタリングポスト</td> <td>モニタリングポスト及びモニタリングステーション</td> <td colspan="4">設備名称の相違 ・泊では、モニタリングポストに機能を付加（環境試料採取など）した設備としてモニタリングステーションを設置しているが、重大事故対処設備としての機能はモニタリングポストとモニタリングステーションで同等であり、本資料では名称の相違と整理する。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>移動式放射能測定装置（モニタ車）</td> <td>放射能観測車</td> <td>放射能観測車</td> <td colspan="4">【大飯】設備名称の相違</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>汚染サーベイメータ，よう素モニタ</td> <td>放射性よう素測定装置，放射性ダスト測定装置</td> <td>ダスト測定装置，よう素測定装置</td> <td colspan="4">設備名称の相違 ・放射能観測車に積載している測定装置の名称が異なる。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>可搬型放射線計測装置</td> <td>可搬型放射線計測装置</td> <td>放射能測定装置及び電離箱サーベイメータ</td> <td colspan="4">記載表現の相違 ・女川は可搬型放射線計測装置の中に電離箱サーベイメータを含めて記載。泊は「放射能」測定装置であり、ここに電離箱サーベイメータ（放射線量の測定）を含めるのは適切ではないため、別の設備として整理した。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>可搬式ダストサンプラ</td> <td>可搬型ダスト・よう素サンプラ</td> <td>可搬型ダスト・よう素サンプラ</td> <td colspan="4">【大飯】設備名称の相違</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>NaIシンチレーションサーベイメータ</td> <td>γ線サーベイメータ</td> <td>NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ</td> <td colspan="4">設備名称の相違</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>ZnSシンチレーションサーベイメータ</td> <td>α線サーベイメータ</td> <td>α線シンチレーションサーベイメータ</td> <td colspan="4">設備名称の相違</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>可搬式気象観測装置</td> <td>代替気象観測設備</td> <td>可搬型気象観測設備</td> <td colspan="4">設備名称の相違</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>緊急時対策所</td> <td>緊急時対策建屋</td> <td>緊急時対策所</td> <td colspan="4">建屋名称の相違</td> </tr> </tbody> </table>								No	大飯3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由				1	モニタリングステーション及びモニタリングポスト	モニタリングポスト	モニタリングポスト及びモニタリングステーション	設備名称の相違 ・泊では、モニタリングポストに機能を付加（環境試料採取など）した設備としてモニタリングステーションを設置しているが、重大事故対処設備としての機能はモニタリングポストとモニタリングステーションで同等であり、本資料では名称の相違と整理する。				2	移動式放射能測定装置（モニタ車）	放射能観測車	放射能観測車	【大飯】設備名称の相違				3	汚染サーベイメータ，よう素モニタ	放射性よう素測定装置，放射性ダスト測定装置	ダスト測定装置，よう素測定装置	設備名称の相違 ・放射能観測車に積載している測定装置の名称が異なる。				4	可搬型放射線計測装置	可搬型放射線計測装置	放射能測定装置及び電離箱サーベイメータ	記載表現の相違 ・女川は可搬型放射線計測装置の中に電離箱サーベイメータを含めて記載。泊は「放射能」測定装置であり、ここに電離箱サーベイメータ（放射線量の測定）を含めるのは適切ではないため、別の設備として整理した。				5	可搬式ダストサンプラ	可搬型ダスト・よう素サンプラ	可搬型ダスト・よう素サンプラ	【大飯】設備名称の相違				6	NaIシンチレーションサーベイメータ	γ線サーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	設備名称の相違				7	ZnSシンチレーションサーベイメータ	α線サーベイメータ	α線シンチレーションサーベイメータ	設備名称の相違				8	可搬式気象観測装置	代替気象観測設備	可搬型気象観測設備	設備名称の相違				9	緊急時対策所	緊急時対策建屋	緊急時対策所	建屋名称の相違			
No	大飯3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																			
1	モニタリングステーション及びモニタリングポスト	モニタリングポスト	モニタリングポスト及びモニタリングステーション	設備名称の相違 ・泊では、モニタリングポストに機能を付加（環境試料採取など）した設備としてモニタリングステーションを設置しているが、重大事故対処設備としての機能はモニタリングポストとモニタリングステーションで同等であり、本資料では名称の相違と整理する。																																																																																			
2	移動式放射能測定装置（モニタ車）	放射能観測車	放射能観測車	【大飯】設備名称の相違																																																																																			
3	汚染サーベイメータ，よう素モニタ	放射性よう素測定装置，放射性ダスト測定装置	ダスト測定装置，よう素測定装置	設備名称の相違 ・放射能観測車に積載している測定装置の名称が異なる。																																																																																			
4	可搬型放射線計測装置	可搬型放射線計測装置	放射能測定装置及び電離箱サーベイメータ	記載表現の相違 ・女川は可搬型放射線計測装置の中に電離箱サーベイメータを含めて記載。泊は「放射能」測定装置であり、ここに電離箱サーベイメータ（放射線量の測定）を含めるのは適切ではないため、別の設備として整理した。																																																																																			
5	可搬式ダストサンプラ	可搬型ダスト・よう素サンプラ	可搬型ダスト・よう素サンプラ	【大飯】設備名称の相違																																																																																			
6	NaIシンチレーションサーベイメータ	γ線サーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	設備名称の相違																																																																																			
7	ZnSシンチレーションサーベイメータ	α線サーベイメータ	α線シンチレーションサーベイメータ	設備名称の相違																																																																																			
8	可搬式気象観測装置	代替気象観測設備	可搬型気象観測設備	設備名称の相違																																																																																			
9	緊急時対策所	緊急時対策建屋	緊急時対策所	建屋名称の相違																																																																																			
<p>本表で整理している設備名称の相違については、比較表上での相違理由を省略する。</p>																																																																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第60条 監視測定設備 2.17.1 適合方針</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための設備として以下の重大事故等対処設備（放射性物質の濃度及び放射線量の測定）を設ける。</p>	<p>8. 放射線管理施設 8.1 放射線管理設備 8.1.2 重大事故等時 8.1.2.1 概要</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>放射線管理設備（重大事故等時）の保管、設置又は使用場所の概要図を第8.1-2 図から第8.1-5 図に示す。</p> <p>使用済燃料プールに係る重大事故等により、使用済燃料プール上部の空間線量率が変動する可能性のある範囲にわたり測定するために必要な重大事故等対処設備を設置する。</p> <p>重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータである原子炉格納容器内の放射線量率を計測又は監視及び記録するために必要な重大事故等対処設備を設置する。</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系及び耐圧強化ベント系の排出経路における放射性物質濃度を測定するために必要な重大事故等対処設備を設置する。</p> <p>緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための加圧判断ができるよう、放射線量を監視、測定するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>8.1.2.2 設計方針 (1) 放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備</p>	<p>8. 放射線管理施設 8.3 放射線管理設備 8.3.2 重大事故等時 8.3.2.1 概要</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>放射線管理設備（重大事故等時）の保管、設置又は使用場所の概要図を第8.3.3図から第8.3.6図に示す。</p> <p>使用済燃料ピットに係る重大事故等により、使用済燃料ピット区域の空間線量率が変動する可能性のある範囲にわたり測定するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータである原子炉格納容器内の放射線量率を計測又は監視及び記録するために必要な重大事故等対処設備を設置する。</p> <p>緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための加圧判断ができるよう、放射線量を監視、測定するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>8.3.2.2 設計方針 (1) 放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための設備として以下の重大事故等対処設備（放射性物質の濃度及び放射線量の測定）を設ける。</p>	<p>【女川】 既許可章立ての相違 ・8.1と8.3の相違について以降理由省略 【大阪】 女川実績の反映</p> <p>【女川】 図番号の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・泊ではフィルタベントは重大事故等時には使用しない。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・泊では大阪同様(1)の項目に対しての方針を記載している。 【大阪】 女川実績の反映（発電用原子炉）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等対処設備（放射線量の測定）として、可搬式モニタリングポストを使用する。可搬式モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、モニタリングステーション及びモニタリングポストが機能喪失した場合の代替手段として、発電所敷地境界付近において、原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、モニタリングステーション及びモニタリングポストを代替し得る原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な個数を保管する。</p> <p>また、可搬式モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所海側敷地境界方向を含む原子炉格納施設を囲む8方位において原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。また、「2.18 緊急時対策所【61条】」に示す緊急時対策所への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう緊急時対策所付近において原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定できる設計とする。</p> <p>可搬式モニタリングポストの指示値は、無線（衛星系回線）により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。可搬式モニタリングポストで測定した放射線量は、原則、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。可搬式モニタリングポストの電源は、充電電池を使用する設計とする。</p> <p>具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬式モニタリングポスト（3号及び4号炉共用） <p>設計基準事故対処設備であるモニタリングステーション及びモニタリングポストは、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）から緊急時対策所を経由して給電できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電源車（緊急時対策所用）（2.18 緊急時対策所【61条】） <p>電源車（緊急時対策所用）については、「2.18 緊急時対策所【61条】」にて記載する。</p>	<p>a. 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</p> <p>モニタリングポストが機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、可搬型モニタリングポストを使用する。</p> <p>可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所敷地境界付近において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、モニタリングポストを代替し得る十分な台数を保管する。</p> <p>また、可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所海側及び緊急時対策建屋屋上において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。</p> <p>なお、可搬型モニタリングポストは、発電用原子炉施設から放出される放射線量を測定できるように適切な位置に設置する。</p> <p>可搬型モニタリングポストの指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。可搬型モニタリングポストで測定した放射線量は、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存する設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。可搬型モニタリングポストの電源は、蓄電池を使用する設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型モニタリングポスト 	<p>a. 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</p> <p>モニタリングポスト又はモニタリングステーションが機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備（放射線量の測定）として、可搬型モニタリングポストを使用する。</p> <p>可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所敷地境界付近において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、モニタリングポスト及びモニタリングステーションを代替し得る原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な台数を保管する。</p> <p>また、可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所海側敷地境界方向を含む原子炉格納施設を囲む12箇所において発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。また、緊急時対策所への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう緊急時対策所付近において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。</p> <p>なお、可搬型モニタリングポストは、発電用原子炉施設から放出される放射線量を測定できるように適切な位置に設置する。</p> <p>可搬型モニタリングポストの指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。可搬型モニタリングポストで測定した放射線量は、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存する設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。可搬型モニタリングポストの電源は、蓄電池を使用する設計とする。</p> <p>主要な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型モニタリングポスト 	<p>【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪同様、設備の位置づけを記載 <p>【大阪】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載順序の相違 <p>【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪と同様、具体的な目的を記載 <p>【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪と同様、緊対所付近に設置する目的等も記載した。 <p>【大阪】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は添付書類八の記載のため表現が異なる。 <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川実績の反映 <p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【大阪】共用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は単号炉申請のため女川と同様の記載。以降、「共用の相違」と記載し、相違理由は記載しない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>移動式放射能測定装置（モニタ車）のダスト・よう素サンブラ、汚染サーベイメータ又はよう素モニタが機能喪失した場合を代替する重大事故等対処設備（放射性物質の濃度の測定）として可搬型放射線計測装置を使用する。</p> <p>可搬型放射線計測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺において、原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中）を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、移動式放射能測定装置（モニタ車）の測定機能を代替し得る十分な個数を保管する。</p> <p>可搬型放射線計測装置（NaIシンチレーションサーベイメータ、汚染サーベイメータ）の電源は、乾電池を使用する設計とする。可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンブラ）の電源は、充電電池を使用する設計とする。</p> <p>具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンブラ、NaIシンチレーションサーベイメータ、汚染サーベイメータ）（3号及び4号炉共用） 	<p>b. 可搬型放射線計測装置による空气中の放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>放射能観測車のダスト・よう素サンブラ、放射性よう素測定装置又は放射性ダスト測定装置が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、可搬型放射線計測装置（ダスト・よう素サンブラの代替として可搬型ダスト・よう素サンブラ、放射性よう素測定装置の代替としてγ線サーベイメータ、放射性ダスト測定装置の代替としてβ線サーベイメータ）を使用する。</p> <p>可搬型放射線計測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中）を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、放射能観測車を代替し得る十分な台数を保管する。</p> <p>可搬型放射線計測装置のうちγ線サーベイメータ及びβ線サーベイメータの電源は、乾電池を使用する設計とし、可搬型ダスト・よう素サンブラの電源は、蓄電池を使用する設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型放射線計測装置（可搬型ダスト・よう素サンブラ、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ） 	<p>b. 放射能測定装置による空气中の放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>放射能観測車のダスト・よう素サンブラ、ダスト測定装置又はよう素測定装置が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備（放射性物質の濃度の測定）として、放射能測定装置（ダスト・よう素サンブラの代替として可搬型ダスト・よう素サンブラ、よう素測定装置の代替としてNaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ及びダスト測定装置の代替としてGM汚染サーベイメータ）を使用する。</p> <p>放射能測定装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中）を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、放射能観測車の測定機能を代替し得る十分な台数を保管する。</p> <p>放射能測定装置のうちNaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ及びGM汚染サーベイメータの電源は、乾電池を使用する設計とし、可搬型ダスト・よう素サンブラの電源は、蓄電池を使用する設計とする。</p> <p>主要な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンブラ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ） 	<p>【女川】記載表現の相違 ・大飯同様、設備の位置づけを記載</p> <p>②の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・泊では大飯同様、代替する機能を明確化した表現としている。</p> <p>②の相違</p> <p>【大飯】女川実績の反映 【大飯】女川実績の反映 【大飯】女川実績の反映</p> <p>②の相違 【大飯】共用の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等対処設備（放射性物質の濃度及び放射線量の測定）として、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）及び放射線量を測定するために、可搬型放射線計測装置、電離箱サーベイメータ及び小型船舶を使用する。</p> <p>可搬型放射線計測装置及び電離箱サーベイメータは、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、発電所の周辺海域においては、小型船舶を用いる設計とする。</p> <p>可搬型放射線計測装置（NaIシンチレーションサーベイメータ、汚染サーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ）、電離箱サーベイメータの電源は、乾電池を使用する設計とする。可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ）の電源は、充電電池を使用する設計とする。</p> <p>具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ、NaIシンチレーションサーベイメータ、汚染サーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ）（3号及び4号炉共用） 電離箱サーベイメータ（3号及び4号炉共用） 小型船舶（3号及び4号炉共用） <p>これらの設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。</p>	<p>c. 可搬型放射線計測装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）及び放射線量を測定するための重大事故等対処設備として、可搬型放射線計測装置及び小型船舶を使用する。</p> <p>可搬型放射線計測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とする。発電所の周辺海域においては、小型船舶を用いる設計とする。</p> <p>可搬型放射線計測装置のうちγ線サーベイメータ、β線サーベイメータ、α線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータの電源は、乾電池を使用する設計とし、可搬型ダスト・よう素サンプラの電源は、蓄電池を使用する設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型放射線計測装置（可搬式ダスト・よう素サンプラ、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ、α線サーベイメータ、電離箱サーベイメータ） 小型船舶 <p>これらの設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。</p>	<p>c. 放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）及び放射線量を測定するための重大事故等対処設備（放射性物質の濃度及び放射線量の測定）として、放射能測定装置、電離箱サーベイメータ及び小型船舶を使用する。</p> <p>放射能測定装置及び電離箱サーベイメータは、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とする。発電所の周辺海域においては、小型船舶を用いる設計とする。</p> <p>放射能測定装置のうちNaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータ並びに電離箱サーベイメータの電源は、乾電池を使用する設計とし、可搬型ダスト・よう素サンプラの電源は、蓄電池を使用する設計とする。</p> <p>主要な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射能測定装置（可搬式ダスト・よう素サンプラ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ） 電離箱サーベイメータ 小型船舶 <p>これらの設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。</p>	<p>【大飯】記載順序の相違 ・女川実績の反映</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・大飯同様、設備の位置づけを記載</p> <p>【大飯】女川実績の反映</p> <p>②の相違 ②の相違</p> <p>【大飯】女川実績の反映</p> <p>【大飯】女川実績の反映</p> <p>②の相違 ②の相違</p> <p>【大飯】共用の相違 【大飯】共用の相違 【大飯】共用の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等時に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備として以下の重大事故等対処設備（風向、風速その他の気象条件の測定）を設ける。</p> <p>気象観測設備が機能喪失した場合を代替する重大事故等対処設備（風向、風速その他の気象条件の測定）として、可搬式気象観測装置を使用する。</p> <p>可搬式気象観測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計とする。</p> <p>可搬式気象観測装置の指示値は、無線により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。</p> <p>可搬式気象観測装置で測定した風向、風速その他の気象条件は、原則、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p>可搬式気象観測装置の電源は、充電電池を使用する設計とする。 具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬式気象観測装置（3号及び4号炉共用） 	<p>(2) 風向、風速その他の気象条件の測定に用いる設備</p> <p>a. 代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定</p> <p>気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、代替気象観測設備を使用する。</p> <p>代替気象観測設備は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計とし、気象観測設備を代替し得る十分な台数を保管する。</p> <p>代替気象観測設備の指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。</p> <p>代替気象観測設備で測定した風向、風速その他の気象条件は、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存する設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p>代替気象観測設備の電源は、蓄電池を使用する設計とする。 主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替気象観測設備 	<p>(2) 風向、風速その他の気象条件の測定に用いる設備</p> <p>重大事故等時に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備として以下の重大事故等対処設備（風向、風速その他の気象条件の測定）を設ける。</p> <p>a. 可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定</p> <p>気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備（風向、風速その他の気象条件の測定）として、可搬型気象観測設備を使用する。</p> <p>可搬型気象観測設備は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計とし、気象観測設備を代替し得る十分な台数を保管する。</p> <p>可搬型気象観測設備の指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備で測定した風向、風速その他の気象条件は、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存する設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備の電源は、蓄電池を使用する設計とする。 主要な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型気象観測設備 <p>b. 可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定</p> <p>重大事故等対処設備（風向、風速その他の気象条件の測定）として、重大事故等が発生した場合に、ブルームの通過方向を確認するために、可搬型気象観測設備を設ける。</p> <p>可搬型気象観測設備は、重大事故等が発生した場合に、ブルームの通過方向を確認するため、緊急時対策所付近に可搬型気象観測設備を配備し、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備の指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。可搬型気象観測設備で測定した風向、風速その他の気象条件は、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。可搬型気象観測設備の電源は、蓄電池を使用する設計とする。 主要な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型気象観測設備 	<p>相違理由</p> <p>【女川】記載の充実 ・泊では大阪同様(2)の項目に対しての方針を記載している。</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・大阪同様、設備の位置づけを記載</p> <p>【大阪】記載順序の相違 ・女川実績の反映</p> <p>【大阪】記載表現の相違 【大阪】共用の相違</p> <p>①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設計基準事故対処設備であるモニタリングステーション及びモニタリングポストは、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）から緊急時対策所を經由して給電できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は以下のとおりとする。 ・電源車（緊急時対策所用）(2.18 緊急時対策所【61条】)</p> <p>電源車（緊急時対策所用）については、「2.18 緊急時対策所【61条】」にて記載する。</p> <p style="text-align: right;">60-p2-① 再掲</p>	<p>(3) モニタリングポストの代替交流電源設備</p> <p>モニタリングポストは、非常用交流電源設備に接続しており、非常用交流電源設備からの給電が喪失した場合は、代替交流電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。 ・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備）</p> <p>非常用交流電源設備については、「10.1 非常用電源設備」に記載する。 常設代替交流電源設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p> <p>(4) 使用済燃料プールの状態監視に用いる設備 重大事故等時の使用済燃料プール上部の空間線量率を測定するための使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量，低線量）については、「4.3 使用済燃料プールの冷却等のための設備」に記載する。</p> <p>(5) 原子炉格納容器内の状態監視に用いる設備 重大事故等時の原子炉格納容器内の放射線量率を測定するための格納容器内雰囲気放射線モニタ（D/W）及び格納容器内雰囲気放射線モニタ（S/C）については、「6.4 計装設備（重大事故等対処設備）」に記載する。</p> <p>(6) 原子炉格納容器フィルタベント系等の状態監視に用いる設備 原子炉格納容器フィルタベント系の排出経路における放射性物質濃度を測定するためのフィルタ装置出口放射線モニタについては、「9.5 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備」に記載する。重大事故等時の耐圧強化ベント系の放射線量率を測定するための耐圧強化ベント系放射線モニタについては、「6.4 計装設備（重大事故等対処設備）」に記載する。</p> <p>(7) 緊急時対策所の放射線量の測定に用いる設備 緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための加圧判断ができるよう、放射線量を監視、測定するための緊急時対策所可搬型エリアモニタについては、「10.9 緊急時対策所」に記載する。</p>	<p>(3) モニタリングポスト及びモニタリングステーションの代替交流電源設備</p> <p>設計基準事故対処設備であるモニタリングポスト及びモニタリングステーションは、非常用交流電源設備に接続しており、非常用交流電源設備からの給電が喪失した場合は、代替交流電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。 ・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備）</p> <p>非常用交流電源設備については、「10.1 非常用電源設備」に記載する。 常設代替交流電源設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p> <p>(4) 使用済燃料ビットの状態監視に用いる設備 重大事故等時の使用済燃料ビット区域の空間線量率を測定するための使用済燃料ビット可搬型エリアモニタについては、「4.2 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」に記載する。</p> <p>(5) 原子炉格納容器内の状態監視に用いる設備 重大事故等時の原子炉格納容器内の放射線量率を測定するための格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）については、「6.4 計装設備（重大事故等対処設備）」に記載する。</p> <p>(6) 緊急時対策所の放射線量の測定に用いる設備 緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための加圧判断ができるよう、放射線量を監視、測定するための緊急時対策所可搬型エリアモニタについては、「10.9 緊急時対策所」に記載する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・泊は大阪同様、モニタリングポストが設計基準事故対処設備であることを明記している。 【大阪】 女川実績の反映</p> <p>【大阪】 女川実績の反映 【大阪】 設備名称の相違</p> <p>【大阪】 設備名称の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 【女川】 設備名称の相違 【女川】 設備名称の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 【女川】 設備名称の相違</p> <p>設計方針の相違 ・泊ではフィルタベントは重大事故等時には使用しない。</p> <p>【女川】 項目番号の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.17.1.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p>設計基準事故対処設備であるモニタリングステーション及びモニタリングポストは、設計基準事故対処設備としての電源に対して多様性を持った電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。電源車（緊急時対策所用）の多様性、位置的分散については「2.18 緊急時対策所【61条】」にて記載する。</p> <p>60-p7-①</p> <p>可搬式モニタリングポスト及び可搬型放射線計測装置は、モニタリングステーション、モニタリングポスト及び移動式放射能測定装置（モニタ車）と屋外の離れた位置に分散して保管することで、同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>可搬式気象観測装置は、気象観測設備と異なる場所で、かつ耐震性を有する建屋内に保管することで、同時に機能喪失しない設計とする。</p>	<p>8.1.2.2.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポストは、屋外のモニタリングポストと離れた第1保管エリア、第2保管エリア、第4保管エリア及び緊急時対策建屋内に分散して保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型放射線計測装置は、屋外に保管する放射能観測車と離れた緊急時対策建屋内に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>小型船舶は、予備と分散して第1保管エリア及び第4保管エリアに保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替気象観測設備は、屋外の気象観測設備と離れた第2保管エリア及び第4保管エリアに分散して保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>8.3.2.2.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポストは、屋外のモニタリングポスト及びモニタリングステーションと離れており、かつ耐震性を有する緊急時対策所内に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>放射能測定装置は、51m倉庫・車庫エリアに保管する放射能観測車と離れており、かつ耐震性を有する緊急時対策所内に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>小型船舶は、予備と分散して1号炉西側31mエリア及び2号炉東側31mエリア（b）に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備は、屋外の気象観測設備と離れており、かつ耐震性を有する緊急時対策所内に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大阪】記載箇所の相違 ・移動先で比較</p> <p>【大阪】女川実績の反映 ・大阪は複数設備をまとめて記載している。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は耐震性を有していることを明記している（大阪の可搬式気象観測装置の記載と同様とした）。</p> <p>【女川】具体的な保管場所の相違 ・女川は保管場所を複数エリアに分散しているが、基準適合に求められるのは可搬型重大事故防止設備と設計基準事故対処設備との位置的分散であり、可搬型モニタリングポストは防止設備ではないが、泊もこれを考慮した設計となっている。</p> <p>【女川】具体的な保管場所の相違 【女川】記載方針の相違 ・泊は耐震性を有していることを明記している（大阪の可搬式気象観測装置の記載と同様とした）。</p> <p>【女川】具体的な保管場所の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は耐震性を有していることを明記している（大阪と同様）。</p> <p>【女川】具体的な保管場所の相違 ・女川は保管場所を複数エリアに分散しているが、基準適合に求められるのは可搬型重大事故防止設備と設計基準事故対処設備との位置的分散であり、可搬型気象観測設備は防止設備ではないが、泊もこれを考慮した設計となっている。</p> <p>【大阪】女川実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設計基準事故対処設備であるモニタリングステーション及びモニタリングポストは、設計基準事故対処設備としての電源に対して多様性を持った電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。電源車（緊急時対策所用）の多様性、位置的分散については「2.18 緊急時対策所【61条】」にて記載する。 60-p7-① 再掲</p> <p>2.17.1.2 悪影響防止 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p>可搬式モニタリングポスト、可搬型放射線計測装置、電離箱サーベイメータ、小型船舶及び可搬式気象観測装置は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>8.1.2.2.2 悪影響防止 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポスト、可搬型放射線計測装置、小型船舶及び代替気象観測設備は、他の設備から独立して単独で使用可能とし、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>設計基準事故対処設備であるモニタリングポスト及びモニタリングステーションは、設計基準事故対処設備としての電源に対して多様性を持った常設代替交流電源設備から給電できる設計とする。常設代替交流電源設備の多様性、位置的分散については「10.2 代替電源設備」に記載する。</p> <p>8.3.2.2.2 悪影響防止 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポスト、放射能測定装置、電離箱サーベイメータ、小型船舶及び可搬型気象観測設備は、他の設備から独立して単独で使用可能とし、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【大阪】設備名称の相違 【大阪】設備名称の相違</p> <p>【大阪】女川実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.17.2 容量等 可搬型重大事故等対処設備として使用する監視測定設備に必要な容量及び数量の考え方については、基本的な設計方針の「1.3.2 容量等」に示す。</p> <p>原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を測定する可搬式モニタリングポスト、可搬型放射線計測装置及び電離箱サーベイメータは、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満足する設計とする。</p> <p>可搬式気象観測装置は、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める通常観測の観測項目を測定できる設計とする。 60-p9-①</p> <p>可搬式モニタリングポストは、3号炉及び4号炉共用で11個（モニタリングステーション及びモニタリングポストを代替し得る原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な個数としての6個を含み、原子炉格納施設を囲む8方位及び緊急時対策用として放射線量の測定が可能な個数）、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として6個の合計17個（3号及び4号炉共用）を保管する設計とする。</p> <p>可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ、NaIシンチレーションサーベイメータ、汚染サーベイメータ）は、移動式放射能測定装置（モニタ車）の代替測定並びに発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度を測定し得る十分な個数として3号炉及び4号炉共用で各2個、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として各1個の合計各3個（3号及び4号炉共用）を保管する設計とする。</p>	<p>8.1.2.2.3 容量等 基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポスト及び可搬型放射線計測装置は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると予想される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。</p> <p>なお、可搬型モニタリングポスト及び可搬型放射線計測装置の測定上限値は、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」等に定める測定上限値を踏まえ設定する。</p> <p>可搬型モニタリングポストの保有数は、モニタリングポストの機能喪失時の代替としての6台、発電所海側での監視・測定のための2台、緊急時対策所の加圧判断用としての1台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台を保管する。</p> <p>可搬型放射線計測装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータ）の保有数は、放射能観測車の代替並びに発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を測定し得る十分な台数として2台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を保管する。 60-p9-②</p>	<p>8.3.2.2.3 容量等 基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポスト、放射能測定装置及び電離箱サーベイメータは、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると予想される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。</p> <p>なお、可搬型モニタリングポスト、放射能測定装置及び電離箱サーベイメータの測定上限値は、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」等に定める測定上限値を踏まえ設定する。</p> <p>可搬型モニタリングポストの保有数は、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの機能喪失時の代替としての8台（原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な台数）、発電所海側での監視・測定のための3台、緊急時対策所の加圧判断用としての1台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計13台を保管する。</p> <p>放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ及びGM汚染サーベイメータ）の保有数は、放射能観測車の代替測定並びに発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度を測定し得る十分な台数として各2台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として各1台の合計各3台を保管する。</p>	<p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【大阪】女川実績の反映</p> <p>【大阪】記載箇所の相違 ・移動先で比較</p> <p>【大阪】女川実績の反映 【女川】台数の相違 ・具体的な台数は異なる。 【女川】記載方針の相違 ・泊は大飯と同様に記載を充実した。 【女川】記載方針の相違 ・泊は大飯と同様に合計数を記載した。</p> <p>【大阪】女川実績の反映 ②の相違 【女川】記載方針の相違 ・泊は放射能測定装置に電離箱を含んでいないため、放射線量の測定を行う電離箱は大飯と同様に段落を変えて記載している。 【女川】記載方針の相違 ・泊は大飯と同様に合計数を記載した。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>可搬型放射線計測装置（ZnSシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ）は、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度を測定し得る十分な個数として3号炉及び4号炉共用で各1個、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として各1個の合計各2個（3号及び4号炉共用）を保管する設計とする。</p> <p>電離箱サーベイメータは、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において放射線量を測定し得る十分な個数として3号炉及び4号炉共用で2個、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1個の合計3個（3号及び4号炉共用）を保管する設計とする。</p> <p>小型船舶は、発電所の周辺海域において、原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な台数として3号炉及び4号炉共用で1台、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1台の合計2台（3号及び4号炉共用）を保管する設計とする。また、小型船舶は、発電所の周辺海域において、原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な測定装置及び要員を積載できる設計とする。</p> <p>可搬式気象観測装置は、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める通常観測の観測項目を測定できる設計とする。 60-p9-① 再掲</p> <p>可搬式気象観測装置は、気象観測設備が機能喪失しても代替し得る個数として3号炉及び4号炉共用で1個、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1個の合計2個（3号及び4号炉共用）を保管する設計とする。</p>	<p>可搬型放射線計測装置のうちα線サーベイメータの保有数は、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度を測定し得る十分な台数として1台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を保管する。</p> <p>可搬型放射線計測装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータ）の保有数は、放射能観測車の代替並びに発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を測定し得る十分な台数として2台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を保管する。 60-p9-② 再掲</p> <p>小型船舶は、発電所の周辺海域において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な設備及び要員を積載し得る十分な艇数として1艇と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1艇を保管する。</p> <p>代替気象観測設備は、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める観測項目を測定できる設計とする。</p> <p>代替気象観測設備の保有数は、気象観測設備が機能喪失しても代替し得る十分な台数として1台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を保管する。</p>	<p>放射能測定装置のうちα線シンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータの保有数は、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度を測定し得る十分な台数として各1台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として各1台の合計各2台を保管する。</p> <p>電離箱サーベイメータの保有数は、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射線量を測定し得る十分な台数として2台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台を保管する。</p> <p>小型船舶は、発電所の周辺海域において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な設備及び要員を積載し得る十分な艇数として1艇と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1艇の合計2艇を保管する</p> <p>可搬型気象観測設備は、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める通常観測の観測項目を測定できる設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備の保有数は、気象観測設備が機能喪失しても代替し得る十分な台数として1台、発電用原子炉施設から放出されるブルームの通過方向を確認する場合に、風向、風速その他の気象条件の測定を行うために必要な台数として1台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台を保管する。</p>	<p>【大飯】女川実績の反映 ②の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は大飯と同様に合計数を記載した。</p> <p>【大飯】女川実績の反映 【女川】記載方針の相違 ・泊は放射能測定装置に電離箱を含んでいないため、放射線量の測定を行う電離箱は大飯と同様に段落を変えて記載している。 【女川】記載方針の相違 ・泊は大飯と同様に合計数を記載した。</p> <p>【大飯】女川実績の反映</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は大飯と同様に合計数を記載した。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・特別観測は対象外であるため、明確化のため大飯と同様に記載した。</p> <p>【大飯】女川実績の反映 ①の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は大飯と同様に合計数を記載した。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>可搬式モニタリングポスト、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ、NaIシンチレーションサーベイメータ、汚染サーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ）、電離箱サーベイメータ及び可搬式気象観測装置の電源は、充電電池又は乾電池を使用し、予備品と交換することで、重大事故等時の必要な期間測定できる設計とする。</p> <p>詳細仕様については、表2.17-1に示す。</p>	<p>可搬型モニタリングポスト、可搬型ダスト・よう素サンプラ、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ、α線サーベイメータ、電離箱サーベイメータ及び代替気象観測設備の電源は、蓄電池又は乾電池を使用し、予備品と交換することで、重大事故等時の必要な期間測定できる設計とする。</p>	<p>可搬型モニタリングポスト、可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ、電離箱サーベイメータ及び可搬型気象観測設備の電源は、蓄電池又は乾電池を使用し、予備品と交換することで、重大事故等時の必要な期間測定できる設計とする。</p>	<p>【大阪】女川実績の反映 ②の相違 ②の相違</p> <p>【大阪】女川実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.17.3 環境条件等 基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>可搬式モニタリングポスト及び可搬式気象観測装置は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>可搬型放射線計測装置及び電離箱サーベイメータは、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。人が携行して測定が可能な設計とする。</p> <p>小型船舶は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。また、海で使用するため、耐腐食性材料を使用する設計とする。</p> <p>代替気象観測設備は、第2保管エリア及び第4保管エリアに保管し、並びに屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。代替気象観測設備の操作は、重大事故等時において設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>8.1.2.2.4 環境条件等 基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポストは、第1保管エリア、第2保管エリア、第4保管エリア及び緊急時対策建屋内に保管し、並びに屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。可搬型モニタリングポストの操作は、重大事故等時において設置場所で可能な設計とする。</p> <p>可搬型放射線計測装置は、緊急時対策建屋内に保管し、及び屋内又は屋外で使用し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。可搬型放射線計測装置の操作は、重大事故等時において使用場所で可能な設計とする。</p> <p>小型船舶は、第1保管エリア及び第4保管エリアに保管し、並びに屋外で使用し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。また、小型船舶は、海で使用するため、耐腐食性材料を使用する設計とする。小型船舶の操作は、重大事故等時において使用場所で可能な設計とする。</p> <p>代替気象観測設備は、第2保管エリア及び第4保管エリアに保管し、並びに屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。代替気象観測設備の操作は、重大事故等時において設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>8.3.2.2.4 環境条件等 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポストは、緊急時対策所内に保管し、及び屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。可搬型モニタリングポストの操作は、重大事故等時において設置場所で可能な設計とする。</p> <p>放射能測定装置及び電離箱サーベイメータは、緊急時対策所内に保管し、及び屋内又は屋外で使用し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。放射能測定装置及び電離箱サーベイメータの操作は重大事故等時において使用場所で可能な設計とする。また、放射能測定装置及び電離箱サーベイメータは、人が携行して測定が可能な設計とする。</p> <p>小型船舶は、屋外で保管及び使用し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。また、小型船舶は、海で使用するため、耐腐食性材料を使用する設計とする。小型船舶の操作は、重大事故等時において使用場所で可能な設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備は、緊急時対策所内に保管し、及び屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。可搬型気象観測設備の操作は、重大事故等時において設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>【大阪】女川実績の反映 【女川】運用の相違 ・具体的な保管場所の相違 【女川】記載表現の相違 ・女川は保管場所の列挙に「及び」を使用しているため「並びに」を用いている。</p> <p>【大阪】女川実績の反映 【大阪】記載方針の相違 ・泊では大阪同様携行性について記載している。</p> <p>【女川】運用の相違 ・具体的な保管場所の相違 【女川】記載表現の相違 ・女川は保管場所の列挙に「及び」を使用しているため「並びに」を用いている。</p> <p>【大阪】女川実績の反映 【女川】運用の相違 ・具体的な保管場所の相違 【女川】記載表現の相違 ・女川は保管場所の列挙に「及び」を使用しているため「並びに」を用いている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.17.4 操作性及び試験・検査性について 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>(1) 操作性の確保</p> <p>可搬式モニタリングポスト及び可搬式気象観測装置は、接続をコネクタ接続とし、接続規格を統一することにより、確実に接続できる設計とする。付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型放射線計測装置及び電離箱サーベイメータは、接続がなく単体で使用し付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。 60-p13-①</p> <p>可搬式モニタリングポスト、可搬型放射線計測装置、電離箱サーベイメータ及び可搬式気象観測装置は、人力による運搬、移動ができる設計とする。</p> <p>可搬型放射線計測装置及び電離箱サーベイメータは、接続がなく単体で使用し付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。 60-p13-① 再掲</p> <p>小型船舶は、容易に操縦ができ、車両等により運搬、移動ができる設計とする。</p>	<p>8.1.2.2.5 操作性の確保 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポスト及び代替気象観測設備は、屋内及び屋外のアクセスルートを通行し、車両等により運搬することができるとともに、設置場所において、固縛等の転倒防止措置が可能な設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポスト及び代替気象観測設備は、測定器と蓄電池を簡便な接続方式により確実に接続できるとともに、設置場所において、操作スイッチにより操作ができる設計とする。</p> <p>可搬型放射線計測装置は、屋内及び屋外のアクセスルートを通行し、人が携行して使用可能な設計とする。</p> <p>可搬型放射線計測装置は、使用場所において、操作スイッチにより操作ができる設計とする。</p> <p>小型船舶は、屋外のアクセスルートを通行し、車両等により運搬することができる設計とする。 小型船舶は、使用場所において、操作スイッチにより起動し、容易に操縦ができる設計とする。</p> <p>8.1.2.3 主要設備及び仕様 放射線管理設備の主要設備及び仕様を第8.1-2表に示す。</p>	<p>8.3.2.2.5 操作性の確保 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポスト及び可搬式気象観測設備は、屋内及び屋外のアクセスルートを通行し、車両等により運搬することができるとともに、設置場所において、固縛等の転倒防止措置が可能な設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポスト及び可搬式気象観測設備は、測定器、蓄電池等を簡便な接続方式により確実に接続できるとともに、設置場所において、操作スイッチにより操作ができる設計とする。</p> <p>放射能測定装置及び電離箱サーベイメータは、屋内及び屋外のアクセスルートを通行し、人が携行して使用可能な設計とする。</p> <p>放射能測定装置及び電離箱サーベイメータは、接続がなく単体で使用し、使用場所において、操作スイッチにより操作ができる設計とする。</p> <p>小型船舶は、屋外のアクセスルートを通行し、車両等により運搬することができる設計とする。 小型船舶は、使用場所において、操作スイッチにより起動し、容易に操縦ができる設計とする。</p> <p>8.3.2.3 主要設備及び仕様 放射線管理設備（重大事故等時）の主要設備及び仕様を第8.3.2表に示す。</p>	<p>【大阪】女川実績の反映</p> <p>【大阪】女川実績の反映</p> <p>【大阪】女川実績の反映 【女川】記載表現の相違（「等」の有無） ・測定器と蓄電池以外に、通信機器本体及び衛星アンテナとの接続を考慮し「等」を記載した。 【大阪】記載箇所の相違 ・移動先で比較</p> <p>【大阪】女川実績の反映</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は大阪同様、接続がなく単体で使用する旨を記載した。 【大阪】女川実績の反映</p> <p>【大阪】女川実績の反映</p> <p>【女川】表名称・表番号の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 試験・検査</p> <p>放射線量の測定に使用する可搬式モニタリングポスト、電離箱サーベイメータ、放射性物質の濃度の測定に使用する可搬式放射線計測装置（Na Iシンチレーションサーベイメータ、汚染サーベイメータ、Zn Sシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ）は、校正用線源による特性の確認ができる設計とする。</p> <p>試料採取に使用する可搬式放射線計測装置（可搬式ダストサンブラ）は、外観点検及び機能・性能確認ができる設計とする。 海上モニタリングに使用する小型船舶は、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>風向、風速その他の気象条件の測定に使用する可搬式気象観測装置は、特性の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬式モニタリングポスト及び可搬式気象観測装置は、データ伝送機能確認ができる設計とする。</p>	<p>8.1.2.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬式モニタリングポスト、可搬式放射線計測装置のうちγ線サーベイメータ、β線サーベイメータ、α線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータ並びに代替気象観測設備は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、模擬入力による機能・性能の確認（特性確認）及び校正ができる設計とする。</p> <p>可搬式放射線計測装置のうち可搬式ダスト・よう素サンブラ及び小型船舶は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能の確認（特性確認）及び外観の確認ができる設計とする。</p>	<p>8.3.2.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>放射線量の測定に使用する可搬式モニタリングポスト、電離箱サーベイメータ、放射性物質の濃度の測定に使用する放射能測定装置のうちNaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータ並びに風向、風速その他の気象条件の測定に使用する可搬式気象観測設備は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、模擬入力による機能・性能の確認（特性確認）及び校正ができる設計とする。</p> <p>試料採取に使用する放射能測定装置のうち可搬式ダスト・よう素サンブラ及び海上モニタリングに使用する小型船舶は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能の確認（特性確認）及び外観の確認ができる設計とする。</p> <p>可搬式モニタリングポスト及び可搬式気象観測設備は、データ伝送機能確認ができる設計とする。</p>	<p>【大飯】女川実績の反映</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では大飯同様、設備の目的を記載している。 ・上記により、電離箱サーベイメータの記載順序が入れ替わっている。 <p>②の相違</p> <p>【大飯】女川実績の反映</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では大飯同様、設備の目的を記載している。 <p>【大飯】女川実績の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は2段落上で記載 <p>【女川】大飯実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>表2.17-1 可搬型重大事故等対処設備仕様</p> <p>(1)可搬型モニタリングポスト（3号及び4号炉共用）</p> <p>種類 NaI (Tl) シンチレーション式検出器</p> <p>計測範囲 B.G. ～100mGy/h</p> <p>個数 11（予備6）</p> <p>伝送方法 無線（衛星系回線）</p> <p>(2)可搬型放射線計測装置（3号及び4号炉共用）</p> <p>a. 可搬式ダストサンプラ</p> <p>個数 2（予備1）</p> <p>b. NaI シンチレーションサーベイメータ</p> <p>種類 NaI (Tl) シンチレーション式検出器</p> <p>計測範囲 B.G. ～30μ Gy/h</p> <p>個数 2（予備1）</p> <p>c. 汚染サーベイメータ</p> <p>種類 プラスチックシンチレーション式検出器</p> <p>計測範囲 0～300kmin⁻¹</p> <p>個数 2（予備1）</p> <p>d. ZnS シンチレーションサーベイメータ</p> <p>種類 ZnS (Ag) シンチレーション式検出器</p> <p>計測範囲 0～99.9kmin⁻¹</p> <p>個数 1（予備1）</p> <p>e. β線サーベイメータ</p> <p>種類 プラスチックシンチレーション式検出器</p> <p>計測範囲 0～300kmin⁻¹</p> <p>個数 1（予備1）</p> <p>(3)電離箱サーベイメータ（3号及び4号炉共用）</p> <p>種類 電離箱式検出器</p> <p>計測範囲 1.0μ Sv/h～300mSv/h</p> <p>個数 2（予備1）</p> <p style="text-align: right;">60-p24-① 再掲</p>	<p>第8.1-2表 放射線管理設備（重大事故等時）の主要機器仕様</p> <p>(1) 環境モニタリング設備</p> <p>a. 移動式モニタリング設備</p> <p>(a) 可搬型モニタリングポスト</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所（重大事故等時） <p>種類 NaI(Tl)シンチレーション式検出器 半導体式検出器</p> <p>計測範囲 0～10⁹ nGy/h</p> <p>台数 9（予備2）</p> <p>伝送方法 衛星系回線</p> <p>(b) 可搬型放射線計測装置</p> <p>(b-1) 可搬型ダスト・よう素サンプラ</p> <p>台数 2（予備1）</p> <p>(b-2) γ線サーベイメータ</p> <p>種類 NaI(Tl)シンチレーション式検出器</p> <p>計測範囲 0～30k s⁻¹</p> <p>台数 2（予備1）</p> <p>(b-3) β線サーベイメータ</p> <p>種類 GM管式検出器</p> <p>計測範囲 0～100k min⁻¹</p> <p>台数 2（予備1）</p> <p>(b-4) α線サーベイメータ</p> <p>種類 ZnS(Ag)シンチレーション式検出器</p> <p>計測範囲 0～100k min⁻¹</p> <p>台数 1（予備1）</p> <p>(b-5) 電離箱サーベイメータ</p> <p>種類 電離箱式検出器</p> <p>計測範囲 0.001 mSv/h～1000 mSv/h</p> <p>台数 2（予備1）</p>	<p>第8.3.2表 放射線管理設備（重大事故等時）の主要仕様</p> <p>(1) 可搬型モニタリングポスト</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所（重大事故等時） <p>種類 NaI(Tl)シンチレーション検出器及び半導体検出器</p> <p>計測範囲 B.G. ～1,000mGy/h</p> <p>台数 12（予備1）</p> <p>伝送方法 衛星系回線</p> <p>(2) 放射能測定装置</p> <p>a. 可搬型ダスト・よう素サンプラ</p> <p>台数 2（予備1）</p> <p>b. NaI (Tl) シンチレーションサーベイメータ</p> <p>種類 NaI (Tl) シンチレーション検出器</p> <p>計測範囲 B.G. ～30μ Gy/h</p> <p>台数 2（予備1）</p> <p>c. GM汚染サーベイメータ</p> <p>種類 GM管検出器</p> <p>計測範囲 0～100kmin⁻¹</p> <p>台数 2（予備1）</p> <p>d. α線シンチレーションサーベイメータ</p> <p>種類 ZnS (Ag) シンチレーション検出器</p> <p>計測範囲 0～100kmin⁻¹</p> <p>台数 1（予備1）</p> <p>e. β線サーベイメータ</p> <p>種類 プラスチックシンチレーション検出器</p> <p>計測範囲 0～100kmin⁻¹</p> <p>台数 1（予備1）</p> <p>(3) 電離箱サーベイメータ</p> <p>種類 電離箱検出器</p> <p>計測範囲 1.0μ Sv/h～300mSv/h</p> <p>台数 2（予備1）</p>	<p>【女川・大飯】表名称・番号の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川との相違は既許可との整合の観点で発生するもの。 大飯は添付資料八の構成ではないため、名称が大きく異なる。 <p>【大飯】 共用の相違</p> <p>【女川・大飯】 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 「式」の相違理由は以降省略 <p>【大飯】 個別仕様の相違</p> <p>【女川・大飯】 数量の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 「個」と「台」については以降相違理由省略 <p>【大飯】 共用の相違</p> <p>【女川】 個別仕様の相違</p> <p>②の相違</p> <p>【大飯】 個別設計の相違</p> <p>②の相違</p> <p>【大飯】 共用の相違</p> <p>【女川】 個別仕様の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

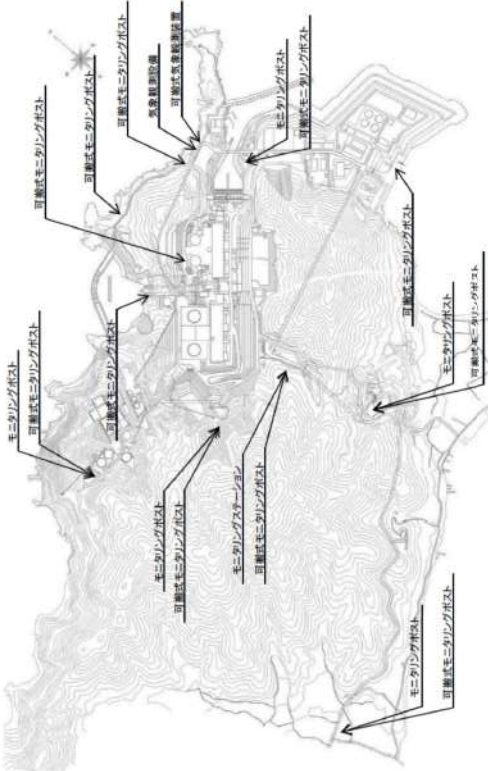

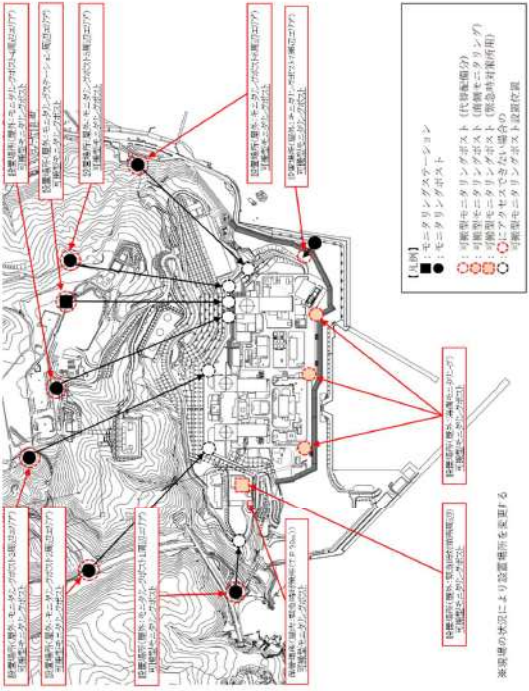
大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 小型船舶（3号及び4号炉共用） 台数 1（予備1）</p> <p>(5) 可搬式気象観測装置（3号及び4号炉共用）</p> <p>観測項目 風向、風速、日射量、放射収支量、雨量</p> <p>個数 1（予備1） 伝送方法 無線</p> <p style="text-align: right;">60-p24-① 再掲(続き)</p>	<p>b. 小型船舶 艇数 1（予備1）</p> <p>c. 代替気象観測設備</p> <p>観測項目 風向、風速、日射量、放射収支量、降水量</p> <p>台数 1（予備1） 伝送方法 衛星系回線</p>	<p>(4) 小型船舶 艇数 1（予備1）</p> <p>(5) 可搬型気象観測設備 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時）</p> <p>観測項目 風向、風速、日射量、放射収支量、雨量</p> <p>台数 2（予備1） 伝送方法 衛星系回線</p>	<p>【大阪】 共用の相違</p> <p>【大阪】 共用の相違 ①の相違 ・緊急時対策所の加圧判断に用いるため、泊では緊急時対策所（重大事故時）に位置付けている。</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>①の相違 【大阪】 記載表現の相違</p>
	<p>(2) プロセス放射線モニタリング設備</p> <p>a. 格納容器内雰囲気放射線モニタ（D/W） 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉プラント・プロセス計装 ・計装設備（重大事故等対処設備） ・放射線管理設備（通常運転時等） 個数 2 計測範囲 10^{-2} Sv/h～10^5 Sv/h</p> <p>b. 格納容器内雰囲気放射線モニタ（S/C） 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉プラント・プロセス計装 ・計装設備（重大事故等対処設備） ・放射線管理設備（通常運転時等） 個数 2 計測範囲 10^{-2} Sv/h～10^5 Sv/h</p> <p>c. フィルタ装置出口放射線モニタ 兼用する設備は以下のとおり。 ・計装設備（重大事故等対処設備） ・水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 個数 2 計測範囲 10^{-2} mSv/h～10^5 mSv/h</p> <p>d. 耐圧強化ベント系放射線モニタ 兼用する設備は以下のとおり。 ・計装設備（重大事故等対処設備） 個数 2 計測範囲 10^{-2} mSv/h～10^5 mSv/h</p>	<p>(6) 格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ） 兼用する設備は以下のとおり。 ・放射線管理設備（通常運転時等） ・計装設備（重大事故等対処設備） 個数 2 計測範囲 10^2～10^7 μ Sv/h</p> <p>(7) 格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ） 兼用する設備は以下のとおり。 ・放射線管理設備（通常運転時等） ・計装設備（重大事故等対処設備） 個数 2 計測範囲 10^3～10^8 mSv/h</p>	<p>【女川】 型式の相違 ・型式の相違により設備は異なるが、参考として並記した。</p> <p>【女川】 型式の相違 ・型式の相違により設備は異なるが、参考として並記した。</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・泊ではフィルタベントは重大事故等時には使用しない。</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・泊ではフィルタベントは重大事故等時には使用しない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

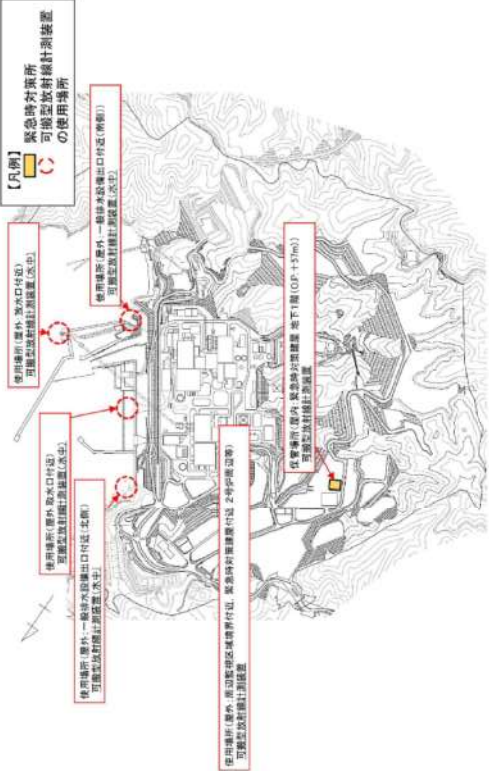
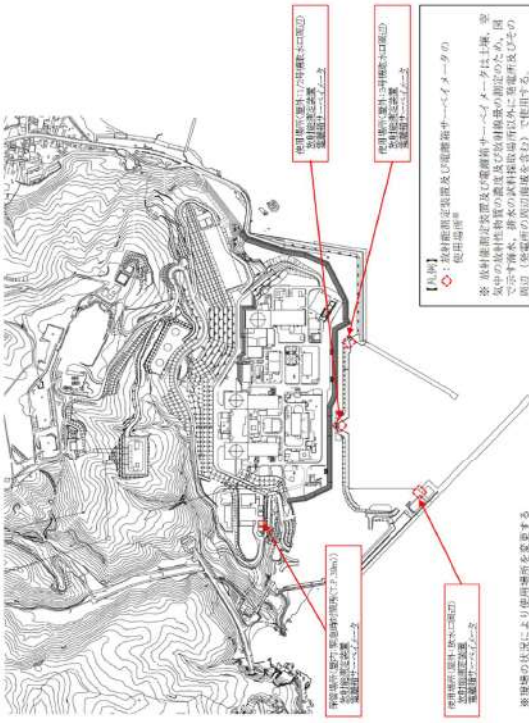
第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【大飯3/4号炉 54条まとめ資料より】</p> <p>(6) 可搬式使用済燃料ピット区域周辺エアロモニタ</p> <p>個 数 2 (3号及び4号炉共用の予備1)</p> <p>計測範囲 0.01~100mSv/h</p> <p>検 出 器 半導体式検出器</p>	<p>(3) エリア放射線モニタリング設備</p> <p>a. 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量） 兼用する設備は以下のとおり。 ・使用済燃料プールの冷却等のための設備 ・計装設備（重大事故等対処設備）</p> <p>高線量</p> <p>個 数 1</p> <p>計測範囲 10^1 mSv/h~10^8 mSv/h</p> <p>低線量</p> <p>個 数 1</p> <p>計測範囲 10^{-2} mSv/h~10^5 mSv/h</p> <p>b. 緊急時対策所可搬型エアロモニタ 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時）</p> <p>種 類 半導体式検出器</p> <p>計測範囲 0.01 μ Sv/h~999.9mSv/h</p> <p>台 数 1 (予備1)</p>	<p>(8) 使用済燃料ピット可搬型エアロモニタ 兼用する設備は以下のとおり。 ・使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 ・計装設備（重大事故等対処設備）</p> <p>個 数 1 (予備1)</p> <p>計測範囲 10nSv/h~1,000mSv/h</p> <p>検 出 器 半導体検出器 NaI(Tl)シンチレーション検出器</p> <p>(9) 緊急時対策所可搬型エアロモニタ 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時）</p> <p>種 類 半導体検出器</p> <p>計測範囲 0.000~99.99mSv/h</p> <p>台 数 緊急時対策所指揮所用 1 (予備1) 緊急時対策所待機所用 1 (予備1)</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川・大飯】設備名称の相違</p> <p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】個別仕様の相違</p> <p>【女川】個別仕様の相違</p> <p>・泊では大飯同様、検出器を記載した。</p> <p>【大飯】個別設計の相違</p> <p>【女川】個別仕様の相違</p> <p>【女川】建屋構造の相違</p> <p>・泊では緊急時対策所が指揮所と待機所に 分かれているため、配備数に差がある。</p>

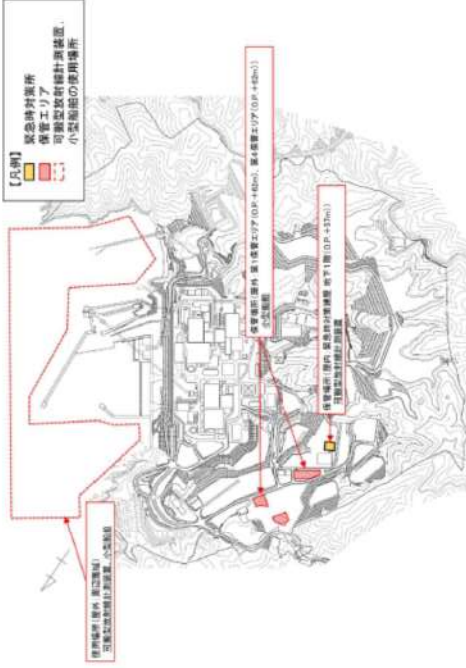
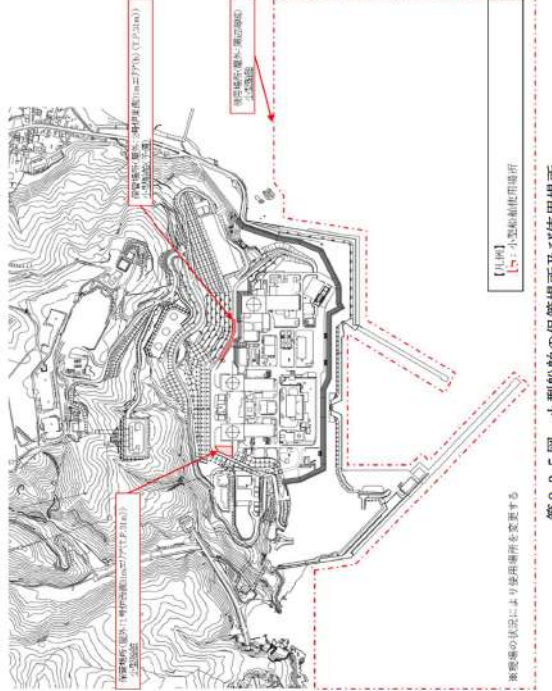
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第60-1図 監視測定設備配備概要図</p>	 <p>第8.1-2図 可搬型モニタリングポストの保管場所及び設置場所</p>	 <p>第8.3.3図 可搬型モニタリングポストの保管場所及び設置場所</p>	<p>地形等の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、泊の可搬型モニタリングポスト設置場所のうち一部は津波浸水範囲に含まれるが、大飯も同様に一部設置場所を津波浸水範囲に設定している。ただし、泊及び大飯のいずれも、アクセスできない場合は設置場所を変更する方針を技術的能力で示しており、さらに、泊ではその場合の設置場所を本図において示している。 <p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では、情報量の充実化として、代替配備分及び海側モニタリングにおける設置場所にアクセスできない場合の設置場所も記載している。女川はアクセスルート図では記載している。

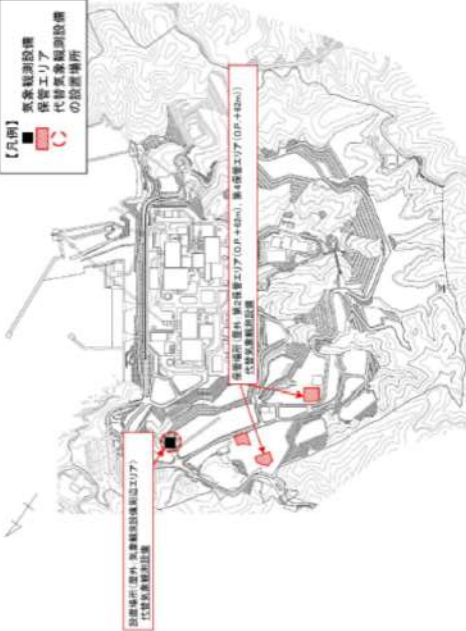
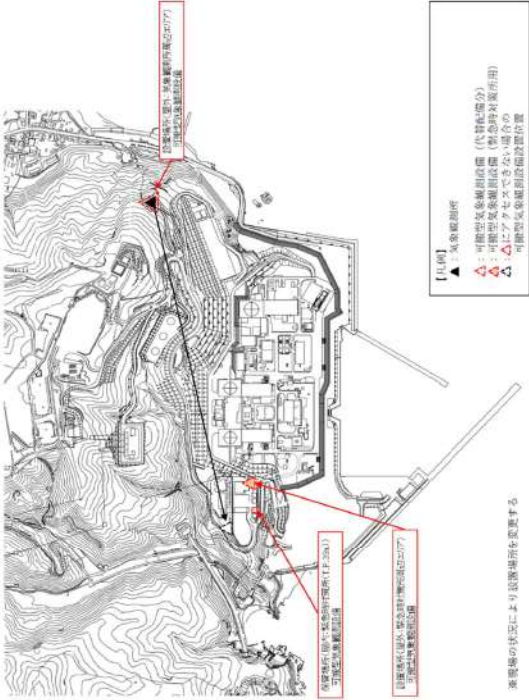
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第8.1-3図 可搬型放射線計測装置の保管場所及び使用場所</p>	 <p>第8.3.4図 放射能測定装置及び電離箱サーベイメータの保管場所及び使用場所</p>	<p>地形等の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第8.1-4図 小型船舶の保管場所及び使用場所</p>	 <p>第8.3.5図 小型船舶の保管場所及び使用場所</p>	<p>地形等の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第 8.1-6 図 代替気象観測設備の設置場所及び設置場所</p>	 <p>第 8.3.6 図 可搬型気象観測設備の設置場所及び設置場所</p>	<p>地形等の相違 ①の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・泊では、情報量の充実化として、代替配備分設置場所にアクセスできない場合の設置場所も記載している。女川はアクセスルート図では記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>表2.17-1 可搬型重大事故等対処設備仕様</p> <p>(1)可搬式モニタリングポスト（3号及び4号炉共用）</p> <p>種類 NaI (TI) シンチレーション式検出器</p> <p>計測範囲 B. G. ～100mGy/h</p> <p>個数 11（予備6）</p> <p>伝送方法 無線（衛星系回線）</p> <p>(2)可搬型放射線計測装置（3号及び4号炉共用）</p> <p>a. 可搬式ダストサンプラ</p> <p>個数 2（予備1）</p> <p>b. NaI シンチレーションサーベイメータ</p> <p>種類 NaI (TI) シンチレーション式検出器</p> <p>計測範囲 B. G. ～30μGy/h</p> <p>個数 2（予備1）</p> <p>c. 汚染サーベイメータ</p> <p>種類 プラスチックシンチレーション式検出器</p> <p>計測範囲 0～300kmin⁻¹</p> <p>個数 2（予備1）</p> <p>d. ZnS シンチレーションサーベイメータ</p> <p>種類 ZnS (Ag) シンチレーション式検出器</p> <p>計測範囲 0～99.9kmin⁻¹</p> <p>個数 1（予備1）</p> <p>e. β線サーベイメータ</p> <p>種類 プラスチックシンチレーション式検出器</p> <p>計測範囲 0～300kmin⁻¹</p> <p>個数 1（予備1）</p> <p>(3)電離箱サーベイメータ（3号及び4号炉共用）</p> <p>種類 電離箱式検出器</p> <p>計測範囲 1.0μSv/h～300mSv/h</p> <p>個数 2（予備1）</p> <p>(4)小型船舶（3号及び4号炉共用）</p> <p>台数 1（予備1）</p> <p>(5)可搬式気象観測装置（3号及び4号炉共用）</p> <p>観測項目 風向、風速、日射量、放射収支量、雨量</p> <p>個数 1（予備1）</p> <p>伝送方法 無線</p> <p style="text-align: right;">60-p24-①</p>			<p>【大版】記載箇所の相違</p> <p>・移動先で比較</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉 (大飯発電所3/4号炉では添付資料は作成していない)	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.17 監視測定設備【60条】</p> <p style="text-align: center;">< 添付資料 目次 ></p> <p>3.17.1 設置許可基準規則第60条への適合方針</p> <p>(1) 放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備（設置許可基準規則の第1項及び設置許可基準規則解釈の第1項 a), b))</p> <p>(2) 風向、風速その他の気象条件の測定に用いる設備（設置許可基準規則の第2項）</p> <p>(3) モニタリングポストの代替交流電源設備（設置許可基準規則の第1項及び設置許可基準規則解釈の第1項 c))</p> <p>(4) 自主対策設備</p> <p>3.17.2 重大事故等対処設備</p> <p>3.17.2.1 監視測定設備</p> <p>3.17.2.1.1 設備概要</p> <p>3.17.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 可搬型モニタリングポスト</p> <p>(2) 可搬型放射線計測装置</p> <p>(3) 小型船舶</p> <p>(4) 代替気象観測設備</p> <p>3.17.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.17.2.1.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.17.2.1.4 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>2.17 監視測定設備【60条】</p> <p style="text-align: center;">< 添付資料 目次 ></p> <p>2.17.1 設置許可基準規則第60条への適合方針</p> <p>(1) 放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備（設置許可基準規則の第1項及び設置許可基準規則解釈の第1項 a), b))</p> <p>(2) 風向、風速その他の気象条件の測定に用いる設備（設置許可基準規則の第2項）</p> <p>(3) モニタリングポスト及びモニタリングステーションの代替交流電源設備（設置許可基準規則の第1項及び設置許可基準規則解釈の第1項 c))</p> <p>(4) 自主対策設備</p> <p>2.17.2 重大事故等対処設備</p> <p>2.17.2.1 監視測定設備</p> <p>2.17.2.1.1 設備概要</p> <p>2.17.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 可搬型モニタリングポスト</p> <p>(2) 放射能測定装置</p> <p>(3) 電離箱サーベイメータ</p> <p>(4) 小型船舶</p> <p>(5) 可搬型気象観測設備</p> <p>2.17.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.17.2.1.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.17.2.1.3.2 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>章立ての相違 (以降、章番号3.17と2.17の相違は相違理由を省略する。)</p> <p>章立ての相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.17 監視測定設備【60条】</p> <p>【設置許可基準規則】 (監視測定設備)</p> <p>第六十条 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備を設けなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第1項に規定する「発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <p>a) モニタリング設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できるものであること。</p> <p>b) 常設モニタリング設備（モニタリングポスト等）が機能喪失しても代替し得る十分な台数のモニタリングカー又は可搬型代替モニタリング設備を配備すること。</p> <p>c) 常設モニタリング設備は、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。</p>	<p>2.17 監視測定設備【60条】</p> <p>【設置許可基準規則】 (監視測定設備)</p> <p>第六十条 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備を設けなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第1項に規定する「発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <p>a) モニタリング設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できるものであること。</p> <p>b) 常設モニタリング設備（モニタリングポスト等）が機能喪失しても代替し得る十分な台数のモニタリングカー又は可搬型代替モニタリング設備を配備すること。</p> <p>c) 常設モニタリング設備は、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.17.1 設置許可基準規則第60条への適合方針</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための設備として、可搬型モニタリングポスト、可搬型放射線計測装置及び小型船舶を設ける。</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備として、代替気象観測設備を設ける。</p> <p>(1) 放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備（設置許可基準規則の第1項及び設置許可基準規則解釈の第1項a), b))</p> <p>(i) 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</p> <p>モニタリングポストが機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備（放射線量の測定）として、可搬型モニタリングポストを設ける。</p> <p>可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所敷地境界付近において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、モニタリングポストを代替し得る十分な台数を保管する。</p> <p>また、可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所海側において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。</p> <p>さらに、可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、緊急時対策建屋屋上において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、緊急時対策所の加圧判断として使用する。</p>	<p>2.17.1 設置許可基準規則第60条への適合方針</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための設備として、可搬型モニタリングポスト、放射能測定装置、電離箱サーベイメータ及び小型船舶を設ける。</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備として、可搬型気象観測設備を設ける。</p> <p>(1) 放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備（設置許可基準規則の第1項及び設置許可基準規則解釈の第1項a), b))</p> <p>(i) 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</p> <p>モニタリングポスト又はモニタリングステーションが機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備（放射線量の測定）として、可搬型モニタリングポストを設ける。</p> <p>可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所敷地境界付近において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、モニタリングポスト及びモニタリングステーションを代替し得る原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な台数を保管する。</p> <p>また、可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所海側において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。</p> <p>さらに、可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、緊急時対策所付近において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、緊急時対策所の加圧判断として使用する。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>・まとめ資料本文と同様、具体的な目的を記載</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>可搬型モニタリングポストの指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。可搬型モニタリングポストで測定した放射線量は、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポストの電源は、蓄電池を使用する設計とする。</p> <p>(ii) 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>放射能観測車のダスト・よう素サンブラ、放射性よう素測定装置又は放射性ダスト測定装置が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備（空気中の放射性物質の濃度の代替測定）として、可搬型放射線計測装置（ダスト・よう素サンブラの代替として可搬型ダスト・よう素サンブラ、放射性よう素測定装置の代替としてγ線サーベイメータ、放射性ダスト測定装置の代替としてβ線サーベイメータ）を設ける。</p> <p>可搬型放射線計測装置（可搬型ダスト・よう素サンブラ、γ線サーベイメータ及びβ線サーベイメータ）は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中）を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、放射能観測車を代替し得る十分な台数を保管する。</p> <p>可搬型放射線計測装置（γ線サーベイメータ及びβ線サーベイメータ）の電源は、乾電池を使用する設計とし、可搬型放射線計測装置（可搬型ダスト・よう素サンブラ）の電源は、蓄電池を使用する設計とする。</p>	<p>可搬型モニタリングポストの指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。可搬型モニタリングポストで測定した放射線量は、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポストの電源は、蓄電池を使用する設計とする。</p> <p>(ii) 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>放射能観測車のダスト・よう素サンブラ、ダスト測定装置又はよう素測定装置が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備（放射性物質の濃度の測定）として、放射能測定装置（ダスト・よう素サンブラの代替として可搬型ダスト・よう素サンブラ、よう素測定装置の代替としてNaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ及びダスト測定装置の代替としてGM汚染サーベイメータ）を設ける。</p> <p>放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンブラ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ及びGM汚染サーベイメータ）は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中）を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、放射能観測車の測定機能を代替し得る十分な台数を保管する。</p> <p>放射能測定装置（NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ及びGM汚染サーベイメータ）の電源は、乾電池を使用する設計とし、放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンブラ）の電源は、蓄電池を使用する設計とする。</p>	<p>②の相違</p> <p>②の相違</p> <p>記載表現の相違 ・泊ではまとめ資料本文同様、代替する機能を明確化した表現としている。（大飯と同様の表現。比較表 p60-3 参照。）</p> <p>②の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(iii) 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度、可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度、可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定及び海上モニタリング</p> <p>重大事故等対処設備（放射性物質の濃度及び放射線量の測定）として、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中、水中、土壌中）及び放射線量を測定するために可搬型放射線計測装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ、α線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータ）及び小型船舶を設ける。</p> <p>可搬型放射線計測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中、水中、土壌中）及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、発電所の周辺海域においては、小型船舶を用いる設計とする。</p> <p>可搬型放射線計測装置（γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ、α線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータ）の電源は、乾電池を使用する設計とし、可搬型放射線計測装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ）の電源は、蓄電池を使用する設計とする。</p> <p>「(1) 放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備」は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。</p>	<p>(iii) 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定、放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定、放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定及び海上モニタリング</p> <p>重大事故等対処設備（放射性物質の濃度及び放射線量の測定）として、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中、水中、土壌中）及び放射線量を測定するために放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータ）、電離箱サーベイメータ及び小型船舶を設ける。</p> <p>放射能測定装置及び電離箱サーベイメータは、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中、水中、土壌中）及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、発電所の周辺海域においては、小型船舶を用いる設計とする。</p> <p>放射能測定装置（NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータ）及び電離箱サーベイメータの電源は、乾電池を使用する設計とし、放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ）の電源は、蓄電池を使用する設計とする。</p> <p>「(1) 放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備」は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。</p>	<p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術的能力 1.17 の手順名称に合わせ、「測定」を記載している（島根2号炉と同様） <p>②の相違</p> <p>②の相違</p> <p>②の相違</p> <p>②の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 風向、風速その他の気象条件の測定に用いる設備（設置許可基準規則の第2項）</p> <p>(i) 代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定</p> <p>気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備（風向、風速その他の気象条件の測定）として、代替気象観測設備を設ける。</p> <p>代替気象観測設備は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計とし、気象観測設備を代替し得る十分な台数を保管する。</p> <p>代替気象観測設備の指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。</p> <p>代替気象観測設備で測定した風向、風速その他の気象条件は、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。</p> <p>また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p>代替気象観測設備の電源は、蓄電池を使用する設計とする。</p>	<p>(2) 風向、風速その他の気象条件の測定に用いる設備（設置許可基準規則の第2項）</p> <p>(i) 可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定</p> <p>気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備（風向、風速その他の気象条件の測定）として、可搬型気象観測設備を設ける。</p> <p>可搬型気象観測設備は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計とし、気象観測設備を代替し得る十分な台数を保管する。</p> <p>可搬型気象観測設備の指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備で測定した風向、風速その他の気象条件は、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。</p> <p>また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備の電源は、蓄電池を使用する設計とする。</p> <p>(ii) 可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定</p> <p>重大事故等対処設備（風向、風速その他の気象条件の測定）として、重大事故等が発生した場合に、ブルームの通過方向を確認するために、可搬型気象観測設備を設ける。</p> <p>可搬型気象観測設備は、重大事故等が発生した場合に、ブルームの通過方向を確認するため、緊急時対策所付近に可搬型気象観測設備を配備し、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備の指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備で測定した風向、風速その他の気象条件は、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。</p> <p>また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備の電源は、蓄電池を使用する設計とする。</p>	<p>①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) モニタリングポストの代替交流電源設備（設置許可基準規則の第1項及び設置許可基準規則解釈の第1項 c)）</p> <p>モニタリングポストの電源は、非常用交流電源設備に接続しており、非常用交流電源設備からの給電が喪失した場合は、代替交流電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設計とする。</p> <p>なお、重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>また、重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>(4) 自主対策設備</p> <p>自主対策設備（放射線量の測定）として、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を測定するため、モニタリングポストを設ける。</p> <p>モニタリングポストは、重大事故等時に機能喪失していない場合は、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とする。</p> <p>自主対策設備（放射性物質の濃度の測定）として、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）を測定するために、放射能観測車、Ge半導体式試料放射能測定装置、可搬型Ge半導体式放射能測定装置、ガスフロー測定装置を設ける。</p> <p>放射能観測車、Ge半導体式試料放射能測定装置、可搬型Ge半導体式放射能測定装置、ガスフロー測定装置は、重大事故等時に機能喪失していない場合は、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とする。</p> <p>Ge半導体式試料放射能測定装置、可搬型Ge半導体式放射能測定装置、ガスフロー測定装置を使用する場合は、必要に応じて試料の前処理を行い、測定する。</p>	<p>(3) モニタリングポスト及びモニタリングステーションの代替交流電源設備（設置許可基準規則の第1項及び設置許可基準規則解釈の第1項 c)）</p> <p>設計基準事故対処設備であるモニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源は、非常用交流電源設備に接続しており、非常用交流電源設備からの給電が喪失した場合は、代替交流電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設計とする。</p> <p>なお、重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>また、重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>(4) 自主対策設備</p> <p>自主対策設備（放射線量の測定）として、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を測定するため、モニタリングポスト及びモニタリングステーションを設ける。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、重大事故等時に機能喪失していない場合は、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とする。</p> <p>自主対策設備（放射性物質の濃度の測定）として、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）を測定するために、放射能観測車、Ge半導体測定装置、GM計数装置、ZnSシンチレーション計数装置を設ける。</p> <p>放射能観測車、Ge半導体測定装置、GM計数装置、ZnSシンチレーション計数装置は、重大事故等時に機能喪失していない場合は、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とする。</p> <p>Ge半導体測定装置、GM計数装置、ZnSシンチレーション計数装置を使用する場合は、必要に応じて試料の前処理を行い、測定する。</p>	<p>(3) モニタリングポスト及びモニタリングステーションの代替交流電源設備（設置許可基準規則の第1項及び設置許可基準規則解釈の第1項 c)）</p> <p>設計基準事故対処設備であるモニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源は、非常用交流電源設備に接続しており、非常用交流電源設備からの給電が喪失した場合は、代替交流電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設計とする。</p> <p>なお、重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>また、重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>(4) 自主対策設備</p> <p>自主対策設備（放射線量の測定）として、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を測定するため、モニタリングポスト及びモニタリングステーションを設ける。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、重大事故等時に機能喪失していない場合は、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とする。</p> <p>自主対策設備（放射性物質の濃度の測定）として、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）を測定するために、放射能観測車、Ge半導体測定装置、GM計数装置、ZnSシンチレーション計数装置を設ける。</p> <p>放射能観測車、Ge半導体測定装置、GM計数装置、ZnSシンチレーション計数装置は、重大事故等時に機能喪失していない場合は、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とする。</p> <p>Ge半導体測定装置、GM計数装置、ZnSシンチレーション計数装置を使用する場合は、必要に応じて試料の前処理を行い、測定する。</p>	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊はまとめ資料本文同様、モニタリングポストが設計基準事故対処設備であることを明記している。 <p>具体的な設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は島根2号炉と同様の構成である。 <p>具体的な設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【島根2号炉まとめ資料(令和3年6月規制庁公開版)】</p> <p>自主対策設備（モニタリング・ポストの電源）として、モニタリング・ポスト専用の無停電電源装置及び非常用発電機を設ける。</p> <p>モニタリング・ポスト専用の無停電電源装置及び非常用発電機は、重大事故等時に機能喪失していない場合は、非常用所内電源喪失時に自動起動し、モニタリング・ポストに約24時間給電できる設計とする。</p>	<p>自主対策設備（風向、風速その他の気象条件の測定）として、気象観測設備を設ける。</p> <p>気象観測設備は、重大事故等時に機能喪失していない場合は、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計とする。</p> <p>自主対策設備（モニタリングポストの電源）として、モニタリングポスト専用の無停電電源装置を設ける。</p> <p>モニタリングポスト専用の無停電電源装置は、重大事故等時に機能喪失していない場合は、モニタリングポストに約8時間給電できる設計とする。</p>	<p>自主対策設備（風向、風速その他の気象条件の測定）として、気象観測設備を設ける。</p> <p>気象観測設備は、重大事故等時に機能喪失していない場合は、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計とする。</p> <p>自主対策設備（モニタリングポストの電源）として、モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機を設ける。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機は、重大事故等時に機能喪失していない場合は、非常用所内電源喪失時に自動起動し、モニタリングポスト及びモニタリングステーションに約24時間給電できる設計とする。</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では無停電電源設備に加え、非常用発電機を設けており、給電可能な時間も異なる（島根2号炉と同様の構成）。 <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根2号炉に合わせ、自動起動することを記載した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.17.2 重大事故等対処設備 3.17.2.1 監視測定設備 3.17.2.1.1 設備概要</p> <p>放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備は、重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することを目的として設置するものである。</p> <p>放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備は、可搬型モニタリングポスト、可搬型放射線計測装置及び小型船舶を使用する。</p> <p>風向、風速その他の気象条件の測定に用いる設備は、重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することを目的として設置するものである。</p> <p>風向、風速その他の気象条件の測定に用いる設備は、代替気象観測設備を使用する。</p> <p>モニタリングポストの代替交流電源設備は、非常用交流電源設備からの給電が喪失した場合において、モニタリングポストに給電できることを目的として設置するものである。</p> <p>モニタリングポストの代替交流電源設備は、常設代替交流電源設備を使用する。</p> <p>ただし、モニタリングポストが地盤の変形及び変位又は地震等により機能喪失した場合は、可搬型モニタリングポストによりモニタリングポストの機能を代替する設計とする。</p> <p>監視測定設備に関する重大事故等対処設備一覧を第3.17-1表に示す。</p> <p>可搬型設備である可搬型モニタリングポスト、可搬型放射線計測装置、小型船舶及び代替気象観測設備は、保管場所から運搬し、人が携行して使用又は設置する設備であり、簡易な接続及び操作スイッチにより、確実に操作できるものである。</p>	<p>2.17.2 重大事故等対処設備 2.17.2.1 監視測定設備 2.17.2.1.1 設備概要</p> <p>放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備は、重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することを目的として設置するものである。</p> <p>放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備は、可搬型モニタリングポスト、放射能測定装置、電離箱サーベイメータ及び小型船舶を使用する。</p> <p>風向、風速その他の気象条件の測定に用いる設備は、重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することを目的として設置するものである。</p> <p>風向、風速その他の気象条件の測定に用いる設備は、可搬型気象観測設備を使用する。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションの代替交流電源設備は、非常用交流電源設備からの給電が喪失した場合において、モニタリングポスト及びモニタリングステーションに給電できることを目的として設置するものである。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションの代替交流電源設備は、常設代替交流電源設備を使用する。</p> <p>ただし、モニタリングポスト又はモニタリングステーションが地盤の変形及び変位、地震等により機能喪失した場合は、可搬型モニタリングポストによりモニタリングポスト又はモニタリングステーションの機能を代替する設計とする。</p> <p>監視測定設備に関する重大事故等対処設備一覧を第2.17-1表に示す。</p> <p>可搬型設備である可搬型モニタリングポスト、放射能測定装置、電離箱サーベイメータ、小型船舶及び可搬型気象観測設備は、保管場所から運搬し、人が携行して使用又は設置する設備であり、簡易な接続及び操作スイッチにより、確実に操作できるものである。</p>	<p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
	<p>第3.17-1表 監視測定設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1" data-bbox="674 204 1220 587"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備*</td> <td>①可搬型モニタリングポスト【可搬】 ②可搬型放射線計測装置【可搬】 ③小型船舶【可搬】 ④代替気象観測設備【可搬】 ⑤常設代替交流電源設備 ガスタービン発電機【常設】 ガスタービン発電機燃料油タンク【常設】 ガスタービン発電機燃料移送ポンプ【常設】</td> </tr> <tr> <td>付属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源（水源に関する流路、電源設備を含む。）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>流路（伝送路）</td> <td>データ処理装置【常設】：①、④</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※単線結線図を補足説明資料60-2-1に示す。 主要設備のうち、常設代替交流電源設備については「3.14電源設備（設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備*	①可搬型モニタリングポスト【可搬】 ②可搬型放射線計測装置【可搬】 ③小型船舶【可搬】 ④代替気象観測設備【可搬】 ⑤常設代替交流電源設備 ガスタービン発電機【常設】 ガスタービン発電機燃料油タンク【常設】 ガスタービン発電機燃料移送ポンプ【常設】	付属設備	—	水源（水源に関する流路、電源設備を含む。）	—	流路（伝送路）	データ処理装置【常設】：①、④	注水先	—	電源設備	—	計装設備	—	<p>第2.17-1表 監視測定設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1" data-bbox="1261 204 1807 659"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備*</td> <td>①可搬型モニタリングポスト【可搬】 ②放射能測定装置【可搬】 ③電離箱サーベイメータ【可搬】 ④小型船舶【可搬】 ⑤可搬型気象観測設備【可搬】 ⑥常設代替交流電源設備 代替非常用発電機【常設】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 燃料タンク（SA）【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】</td> </tr> <tr> <td>付属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源（水源に関する流路、電源設備を含む。）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>流路（伝送路）</td> <td>可搬型モニタリングポスト監視用端末：① 可搬型気象観測設備監視用端末：⑤</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※単線結線図を補足説明資料60-4-1に示す。 主要設備のうち、常設代替交流電源設備については、「2.14電源設備（設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備*	①可搬型モニタリングポスト【可搬】 ②放射能測定装置【可搬】 ③電離箱サーベイメータ【可搬】 ④小型船舶【可搬】 ⑤可搬型気象観測設備【可搬】 ⑥常設代替交流電源設備 代替非常用発電機【常設】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 燃料タンク（SA）【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】	付属設備	—	水源（水源に関する流路、電源設備を含む。）	—	流路（伝送路）	可搬型モニタリングポスト監視用端末：① 可搬型気象観測設備監視用端末：⑤	注水先	—	電源設備	—	計装設備	—	<p>表現の相違 ・設備名称、記載表現の相違</p>
設備区分	設備名																																		
主要設備*	①可搬型モニタリングポスト【可搬】 ②可搬型放射線計測装置【可搬】 ③小型船舶【可搬】 ④代替気象観測設備【可搬】 ⑤常設代替交流電源設備 ガスタービン発電機【常設】 ガスタービン発電機燃料油タンク【常設】 ガスタービン発電機燃料移送ポンプ【常設】																																		
付属設備	—																																		
水源（水源に関する流路、電源設備を含む。）	—																																		
流路（伝送路）	データ処理装置【常設】：①、④																																		
注水先	—																																		
電源設備	—																																		
計装設備	—																																		
設備区分	設備名																																		
主要設備*	①可搬型モニタリングポスト【可搬】 ②放射能測定装置【可搬】 ③電離箱サーベイメータ【可搬】 ④小型船舶【可搬】 ⑤可搬型気象観測設備【可搬】 ⑥常設代替交流電源設備 代替非常用発電機【常設】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 燃料タンク（SA）【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】																																		
付属設備	—																																		
水源（水源に関する流路、電源設備を含む。）	—																																		
流路（伝送路）	可搬型モニタリングポスト監視用端末：① 可搬型気象観測設備監視用端末：⑤																																		
注水先	—																																		
電源設備	—																																		
計装設備	—																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.17.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 可搬型モニタリングポスト 検出器の種類：NaI(Tl)シンチレーション式検出器、 半導体検出器 計測範囲：0~10⁹ nGy/h 台数：9(予備2) 伝送方法：衛星系回線 使用場所：屋外 保管場所：第1保管エリア、第2保管エリア、 第4保管エリア、緊急時対策建屋</p> <p>(2) 可搬型放射線計測装置 a. 可搬型ダスト・よう素サンプラ 台数：2(予備1) 流量範囲：5~40 L/min 使用場所：屋内及び屋外 保管場所：緊急時対策建屋</p> <p>b. γ線サーベイメータ 検出器の種類：NaI(Tl)シンチレーション式検出器 計測範囲：0~30k s⁻¹ 台数：2(予備1) 使用場所：屋内及び屋外 保管場所：緊急時対策建屋</p> <p>c. β線サーベイメータ 検出器の種類：GM管検出器 計測範囲：0~100k min⁻¹ 台数：2(予備1) 使用場所：屋内及び屋外 保管場所：緊急時対策建屋</p> <p>d. α線サーベイメータ 検出器の種類：ZnS(Ag)シンチレーション式検出器 計測範囲：0~100k min⁻¹ 台数：1(予備1) 使用場所：屋内及び屋外 保管場所：緊急時対策建屋</p>	<p>2.17.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 可搬型モニタリングポスト 検出器の種類：NaI(Tl)シンチレーション検出器及び半導 体検出器 計測範囲：B.G.~1,000mGy/h 台数：12(予備1) 伝送方法：衛星系回線 使用場所：屋外 保管場所：緊急時対策所</p> <p>(2) 放射能測定装置 a. 可搬型ダスト・よう素サンプラ 台数：2(予備1) 流量範囲：25 L/min 以上 使用場所：屋内及び屋外 保管場所：緊急時対策所</p> <p>b. NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ 検出器の種類：NaI(Tl)シンチレーション検出器 計測範囲：B.G.~30μ Gy/h 台数：2(予備1) 使用場所：屋内及び屋外 保管場所：緊急時対策所</p> <p>c. GM汚染サーベイメータ 検出器の種類：GM管検出器 計測範囲：0~100kmin⁻¹ 台数：2(予備1) 使用場所：屋内及び屋外 保管場所：緊急時対策所</p> <p>d. α線シンチレーションサーベイメータ 検出器の種類：ZnS(Ag)シンチレーション検出器 計測範囲：0~100kmin⁻¹ 台数：1(予備1) 使用場所：屋内及び屋外 保管場所：緊急時対策所</p>	<p>【設備仕様全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> 計測範囲の相違については設備設計の相違であるが、いずれも「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満足する設計方針であることに相違はない。 <p>配備数の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替すべきモニタリングポストの数が異なるため配備数が異なる。 <p>②の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>e. 電離箱サーベイメータ 検出器の種類：電離箱式検出器 計測範囲：0.001 mSv/h～1000 mSv/h 台数：2(予備1) 使用場所：屋内及び屋外 保管場所：緊急時対策建屋</p> <p>(3) 小型船舶 艇数：1(予備1) 最大積載量：350kg以上 使用場所：屋外 保管場所：第1保管エリア，第4保管エリア</p> <p>(4) 代替気象観測設備 観測項目：風向，風速，日射量，放射収支量，降水量 台数：1(予備1) 伝送方法：衛星系回線 使用場所：屋外 保管場所：第2保管エリア，第4保管エリア</p>	<p>e. β線サーベイメータ 検出器の種類：プラスチックシンチレーション検出器 計測範囲：0～100kmin⁻¹ 台数：1(予備1) 使用場所：屋内及び屋外 保管場所：緊急時対策所</p> <p>(3) 電離箱サーベイメータ 検出器の種類：電離箱検出器 計測範囲：1.0μSv/h～300mSv/h 台数：2(予備1) 使用場所：屋内及び屋外 保管場所：緊急時対策所</p> <p>(4) 小型船舶 艇数：1(予備1) 最大積載量：約300kg 使用場所：屋外 保管場所：1号炉西側31mエリア，2号炉東側31mエ ア(b)</p> <p>(5) 可搬型気象観測設備 観測項目：風向，風速，日射量，放射収支量，雨量 台数：2(予備1) 伝送方法：衛星系回線 使用場所：屋外 保管場所：緊急時対策所</p>	<p>②の相違</p> <p>個別仕様相違</p> <p>①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.17.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針 3.17.2.1.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 (1) 環境条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。 可搬型モニタリングポスト及び代替気象観測設備は、可搬型であり、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等が発生した場合における屋外の環境条件を考慮した設計とする。第3.17-2表に想定する環境条件と対応を示す。</p> <p style="text-align: right;">(60-3-1, 60-3-4)</p> <p>可搬型ダスト・よう素サンブラ、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ、α線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータは、可搬型であり、屋内又は屋外で使用する設備であることから、その機能を期待される重大事故等が発生した場合における屋外の環境条件を考慮した設計とする。第3.17-2表に想定する環境条件と対応を示す。</p> <p style="text-align: right;">(60-3-2)</p> <p>小型船舶は、可搬型であり、屋外で使用する設備であることから、その機能を期待される重大事故等が発生した場合における屋外の環境条件を考慮した設計とする。第3.17-2表に想定する環境条件を示す。また、海で使用するため、耐腐食性材料を使用する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(60-3-3)</p>	<p>2.17.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針 2.17.2.1.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 (1) 環境条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。 可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備は、可搬型であり、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等が発生した場合における屋外の環境条件を考慮した設計とする。第2.17-2表に想定する環境条件と対応を示す。</p> <p style="text-align: right;">(60-2-1, 60-2-4)</p> <p>可搬型ダスト・よう素サンブラ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータは、可搬型であり、屋内又は屋外で使用する設備であることから、その機能を期待される重大事故等が発生した場合における屋外の環境条件を考慮した設計とする。第2.17-2表に想定する環境条件と対応を示す。</p> <p style="text-align: right;">(60-2-2)</p> <p>小型船舶は、可搬型であり、屋外で使用する設備であることから、その機能を期待される重大事故等が発生した場合における屋外の環境条件を考慮した設計とする。第2.17-2表に想定する環境条件を示す。また、海で使用するため、耐腐食性材料を使用する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(60-2-3)</p>	<p>②の相違 ②の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p style="text-align: center;">第3.17-2表 想定する環境条件</p> <table border="1" data-bbox="674 199 1218 512"> <thead> <tr> <th>考慮する外的事象</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結防止対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を漏水する系統への影響</td> <td>小型船舶は海上で使用するため、耐腐食性材料を使用する設計とする。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、治具により転倒防止措置を行う、又は人が携行し使用する。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>監視測定設備における操作が必要な対象機器について、第3.17-3表に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポスト及び代替気象観測設備は、測定器本体と蓄電池の接続をコネクタ接続とし、接続規格を統一することにより、確実に接続できる設計とする。操作スイッチにより現場での起動・停止及び測定が可能な設計とする。</p> <p>また、車両等による運搬、移動ができ、人力による車両への積み込み等ができるとともに、設置場所において転倒防止措置が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(60-3-1, 60-3-4)</p>	考慮する外的事象	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結防止対策を行える設計とする。	海水を漏水する系統への影響	小型船舶は海上で使用するため、耐腐食性材料を使用する設計とする。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、治具により転倒防止措置を行う、又は人が携行し使用する。	風（台風）・積雪	屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p style="text-align: center;">第2.17-2表 想定する環境条件</p> <table border="1" data-bbox="1258 199 1803 512"> <thead> <tr> <th>考慮する外的事象</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結防止対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を漏水する系統への影響</td> <td>小型船舶は海上で使用するため、耐腐食性材料を使用する設計とする。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、治具により転倒防止措置を行う、又は人が携行し使用する。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重、積雪荷重を考慮して、機器が損傷しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>監視測定設備における操作が必要な対象機器について、第2.17-3表に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備は、測定器本体、蓄電池等の接続をコネクタ接続とし、接続規格を統一することにより、確実に接続できる設計とする。操作スイッチにより現場での起動・停止及び測定が可能な設計とする。</p> <p>また、車両等による運搬、移動ができ、人力による車両への積み込み等ができるとともに、設置場所において転倒防止措置が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(60-2-1, 60-2-4)</p>	考慮する外的事象	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結防止対策を行える設計とする。	海水を漏水する系統への影響	小型船舶は海上で使用するため、耐腐食性材料を使用する設計とする。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、治具により転倒防止措置を行う、又は人が携行し使用する。	風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重、積雪荷重を考慮して、機器が損傷しない設計とする。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違（「等」の有無） ・測定器と蓄電池以外に、通信機器本体、衛星アンテナとの接続を考慮し「等」を追記した。</p>
考慮する外的事象	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結防止対策を行える設計とする。																														
海水を漏水する系統への影響	小型船舶は海上で使用するため、耐腐食性材料を使用する設計とする。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、治具により転倒防止措置を行う、又は人が携行し使用する。																														
風（台風）・積雪	屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
考慮する外的事象	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結防止対策を行える設計とする。																														
海水を漏水する系統への影響	小型船舶は海上で使用するため、耐腐食性材料を使用する設計とする。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、治具により転倒防止措置を行う、又は人が携行し使用する。																														
風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重、積雪荷重を考慮して、機器が損傷しない設計とする。																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																			
	<p>可搬型ダスト・よう素サンプラ、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ、α線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータは、接続がなく単体で使用し、操作スイッチにより現場での起動・停止及び測定が可能な設計とする。</p> <p>また、人力により運搬、移動ができ、使用場所において人が携行し使用できる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(60-3-2)</p> <p>小型船舶は、操作スイッチにより現場での起動・停止が可能な設計とする。また、車両により運搬、移動が可能で、使用場所である海上で航行できる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(60-3-3)</p>	<p>可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータは、接続がなく単体で使用し、操作スイッチにより現場での起動・停止及び測定が可能な設計とする。</p> <p>また、人力により運搬、移動ができ、使用場所において人が携行し使用できる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(60-2-2)</p> <p>小型船舶は、操作スイッチにより現場での起動・停止が可能な設計とする。また、車両により運搬、移動が可能で、使用場所である海上で航行できる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(60-2-3)</p>	<p>②の相違</p> <p>②の相違</p>																																																																																																																																			
	<p style="text-align: center;">第3.17-3表 操作対象機器</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">可搬型モニタリングポスト</td> <td>—</td> <td>屋外</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>ケーブル接続</td> <td>屋外</td> <td>コネクタ接続</td> </tr> <tr> <td>起動・停止及び測定</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬型ダスト・よう素サンプラ</td> <td>—</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>起動・停止</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">γ線サーベイメータ</td> <td>—</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>起動・停止及び測定</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">β線サーベイメータ</td> <td>—</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>起動・停止及び測定</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">α線サーベイメータ</td> <td>—</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>起動・停止及び測定</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電離箱サーベイメータ</td> <td>—</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>起動・停止及び測定</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型船舶</td> <td>—</td> <td>屋外</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>起動・停止</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">代替気象観測設備</td> <td>—</td> <td>屋外</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>ケーブル接続</td> <td>屋外</td> <td>コネクタ接続</td> </tr> <tr> <td>起動・停止及び測定</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	可搬型モニタリングポスト	—	屋外	運搬・設置	ケーブル接続	屋外	コネクタ接続	起動・停止及び測定	屋外	スイッチ操作	可搬型ダスト・よう素サンプラ	—	屋内及び屋外	運搬・設置	起動・停止	屋内及び屋外	スイッチ操作	γ線サーベイメータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作	β線サーベイメータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作	α線サーベイメータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作	電離箱サーベイメータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作	小型船舶	—	屋外	運搬・設置	起動・停止	屋外	スイッチ操作	代替気象観測設備	—	屋外	運搬・設置	ケーブル接続	屋外	コネクタ接続	起動・停止及び測定	屋外	スイッチ操作	<p style="text-align: center;">第2.17-3表 操作対象機器</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">可搬型モニタリングポスト</td> <td>—</td> <td>屋外</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>起動・停止及び測定</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>可搬型ダスト・よう素サンプラ</td> <td>—</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ</td> <td>—</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>起動・停止及び測定</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">GM汚染サーベイメータ</td> <td>—</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>起動・停止及び測定</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">α線シンチレーションサーベイメータ</td> <td>—</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>起動・停止及び測定</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">β線サーベイメータ</td> <td>—</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>起動・停止及び測定</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電離箱サーベイメータ</td> <td>—</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>起動・停止及び測定</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td>—</td> <td>屋外</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬型気象観測設備</td> <td>—</td> <td>屋外</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>ケーブル接続</td> <td>屋外</td> <td>コネクタ接続</td> </tr> <tr> <td></td> <td>起動・停止及び測定</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	可搬型モニタリングポスト	—	屋外	運搬・設置	起動・停止及び測定	屋外	スイッチ操作	可搬型ダスト・よう素サンプラ	—	屋内及び屋外	運搬・設置	NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作	GM汚染サーベイメータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作	α線シンチレーションサーベイメータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作	β線サーベイメータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作	電離箱サーベイメータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作	小型船舶	—	屋外	運搬・設置	可搬型気象観測設備	—	屋外	運搬・設置	ケーブル接続	屋外	コネクタ接続		起動・停止及び測定	屋外	スイッチ操作	<p>設備の相違</p> <p>・泊は可搬型モニタリングポストの設置にあたりケーブル接続は不要。</p>
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																																																																																																			
可搬型モニタリングポスト	—	屋外	運搬・設置																																																																																																																																			
	ケーブル接続	屋外	コネクタ接続																																																																																																																																			
	起動・停止及び測定	屋外	スイッチ操作																																																																																																																																			
可搬型ダスト・よう素サンプラ	—	屋内及び屋外	運搬・設置																																																																																																																																			
	起動・停止	屋内及び屋外	スイッチ操作																																																																																																																																			
γ線サーベイメータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置																																																																																																																																			
	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作																																																																																																																																			
β線サーベイメータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置																																																																																																																																			
	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作																																																																																																																																			
α線サーベイメータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置																																																																																																																																			
	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作																																																																																																																																			
電離箱サーベイメータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置																																																																																																																																			
	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作																																																																																																																																			
小型船舶	—	屋外	運搬・設置																																																																																																																																			
	起動・停止	屋外	スイッチ操作																																																																																																																																			
代替気象観測設備	—	屋外	運搬・設置																																																																																																																																			
	ケーブル接続	屋外	コネクタ接続																																																																																																																																			
	起動・停止及び測定	屋外	スイッチ操作																																																																																																																																			
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																																																																																																			
可搬型モニタリングポスト	—	屋外	運搬・設置																																																																																																																																			
	起動・停止及び測定	屋外	スイッチ操作																																																																																																																																			
可搬型ダスト・よう素サンプラ	—	屋内及び屋外	運搬・設置																																																																																																																																			
NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置																																																																																																																																			
	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作																																																																																																																																			
GM汚染サーベイメータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置																																																																																																																																			
	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作																																																																																																																																			
α線シンチレーションサーベイメータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置																																																																																																																																			
	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作																																																																																																																																			
β線サーベイメータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置																																																																																																																																			
	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作																																																																																																																																			
電離箱サーベイメータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置																																																																																																																																			
	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作																																																																																																																																			
小型船舶	—	屋外	運搬・設置																																																																																																																																			
可搬型気象観測設備	—	屋外	運搬・設置																																																																																																																																			
	ケーブル接続	屋外	コネクタ接続																																																																																																																																			
	起動・停止及び測定	屋外	スイッチ操作																																																																																																																																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) 試験検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>監視測定設備における試験及び検査について、第3.17-4表に示す。</p> <p>放射線量の測定に使用する可搬型モニタリングポストは、発電用原子炉の運転中又は停止中、機能・性能試験として、機能の確認（模擬入力による特性確認）及び校正ができる設計とする。 (60-4-1)</p> <p>試料採取に使用する可搬型ダスト・よう素サンブラは、発電用原子炉の運転中又は停止中、機能・性能試験として、機能の確認（流量の確認）及び外観の確認ができる設計とする。 (60-4-2)</p> <p>放射性物質の濃度の測定に使用するγ線サーベイメータ、β線サーベイメータ、α線サーベイメータ、放射線量の測定に使用する電離箱サーベイメータは、発電用原子炉の運転中又は停止中、機能・性能試験として、校正ができる設計とする。 (60-4-3～60-4-6)</p> <p>海上モニタリングに使用する小型船舶は、発電用原子炉の運転中又は停止中、機能・性能試験として、機能の確認（動作の確認）及び外観の確認ができる設計とする。 (60-4-7)</p> <p>風向、風速その他の気象条件の測定に使用する代替気象観測設備は、発電用原子炉の運転中又は停止中、機能・性能試験として、機能の確認（模擬入力による特性確認）及び校正ができる設計とする。 (60-4-8)</p>	<p>(3) 試験検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>監視測定設備における試験及び検査について、第2.17-4表に示す。</p> <p>放射線量の測定に使用する可搬型モニタリングポストは、発電用原子炉の運転中又は停止中、機能・性能試験として、機能の確認（模擬入力による特性確認）、校正及びデータ伝送機能確認ができる設計とする。 (60-3-2)</p> <p>試料採取に使用する可搬型ダスト・よう素サンブラは、発電用原子炉の運転中又は停止中、機能・性能試験として、機能の確認（流量の確認）及び外観の確認ができる設計とする。 (60-3-1)</p> <p>放射性物質の濃度の測定に使用するNaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ、放射線量の測定に使用する電離箱サーベイメータは、発電用原子炉の運転中又は停止中、機能・性能試験として、校正ができる設計とする。 (60-3-4～60-3-6, 60-3-8～60-3-9)</p> <p>海上モニタリングに使用する小型船舶は、発電用原子炉の運転中又は停止中、機能・性能試験として、機能の確認（動作の確認）及び外観の確認ができる設計とする。 (60-3-7)</p> <p>風向、風速その他の気象条件の測定に使用する可搬型気象観測設備は、発電用原子炉の運転中又は停止中、機能・性能試験として、機能の確認（模擬入力による特性確認）、校正及びデータ伝送機能確認ができる設計とする。 (60-3-3)</p>	<p>記載方針の相違 ・泊ではまとめ資料本文同様、データ伝送機能の確認について記載している。（大阪と同様の方針。比較表 p60-14 参照。）</p> <p>②の相違 ②の相違</p> <p>記載方針の相違 ・泊ではまとめ資料本文同様、データ伝送機能の確認について記載している。（大阪と同様の方針。比較表 p60-14 参照。）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																												
	<p style="text-align: center;">第3.17-4表 監視測定設備の試験検査</p> <table border="1" data-bbox="667 212 1227 646"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>主要設備</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>可搬型モニタリングポスト</td> <td>機能・性能試験</td> <td>検入力による特性の確認 線源による校正</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>可搬型ダスト・よう素サンプラ</td> <td>機能・性能試験</td> <td>流量の確認 外觀の確認</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>γ線サーベイメータ</td> <td>機能・性能試験</td> <td>線源による校正</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>β線サーベイメータ</td> <td>機能・性能試験</td> <td>線源による校正</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>α線サーベイメータ</td> <td>機能・性能試験</td> <td>線源による校正</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>機能・性能試験</td> <td>線源による校正</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>小型船舶</td> <td>機能・性能試験</td> <td>動作の確認 外觀の確認</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>代替気象観測設備</td> <td>機能・性能試験</td> <td>検入力による特性の確認 測定器の校正</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>監視測定設備は、本来の用途以外の用途として使用しない。 (60-3-1~60-3-4)</p>	発電用原子炉の状態	主要設備	項目	内容	運転中又は停止中	可搬型モニタリングポスト	機能・性能試験	検入力による特性の確認 線源による校正	運転中又は停止中	可搬型ダスト・よう素サンプラ	機能・性能試験	流量の確認 外觀の確認	運転中又は停止中	γ線サーベイメータ	機能・性能試験	線源による校正	運転中又は停止中	β線サーベイメータ	機能・性能試験	線源による校正	運転中又は停止中	α線サーベイメータ	機能・性能試験	線源による校正	運転中又は停止中	電離箱サーベイメータ	機能・性能試験	線源による校正	運転中又は停止中	小型船舶	機能・性能試験	動作の確認 外觀の確認	運転中又は停止中	代替気象観測設備	機能・性能試験	検入力による特性の確認 測定器の校正	<p style="text-align: center;">第2.17-4表 監視測定設備の試験検査</p> <table border="1" data-bbox="1256 212 1816 738"> <thead> <tr> <th>路電用原子炉の状態</th> <th>主要設備</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>可搬型モニタリングポスト</td> <td>機能・性能試験</td> <td>校正用線源による機能・性能の確認 線源による校正 データ伝送機能の確認</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>可搬型ダスト・よう素サンプラ</td> <td>機能・性能試験</td> <td>流量の確認 外觀の確認</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>HoI(T1)シンチレーションサーベイメータ</td> <td>機能・性能試験</td> <td>線源による校正</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>GK汚染サーベイメータ</td> <td>機能・性能試験</td> <td>線源による校正</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>α線シンチレーションサーベイメータ</td> <td>機能・性能試験</td> <td>線源による校正</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>β線サーベイメータ</td> <td>機能・性能試験</td> <td>線源による校正</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>機能・性能試験</td> <td>線源による校正</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>小型船舶</td> <td>機能・性能試験</td> <td>動作の確認 外觀の確認</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>可搬型気象観測設備</td> <td>機能・性能試験</td> <td>検入力による特性の確認 測定器の校正 データ伝送機能の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>監視測定設備は、本来の用途以外の用途として使用しない。 (60-2-1~60-2-4)</p>	路電用原子炉の状態	主要設備	項目	内容	運転中又は停止中	可搬型モニタリングポスト	機能・性能試験	校正用線源による機能・性能の確認 線源による校正 データ伝送機能の確認	運転中又は停止中	可搬型ダスト・よう素サンプラ	機能・性能試験	流量の確認 外觀の確認	運転中又は停止中	HoI(T1)シンチレーションサーベイメータ	機能・性能試験	線源による校正	運転中又は停止中	GK汚染サーベイメータ	機能・性能試験	線源による校正	運転中又は停止中	α線シンチレーションサーベイメータ	機能・性能試験	線源による校正	運転中又は停止中	β線サーベイメータ	機能・性能試験	線源による校正	運転中又は停止中	電離箱サーベイメータ	機能・性能試験	線源による校正	運転中又は停止中	小型船舶	機能・性能試験	動作の確認 外觀の確認	運転中又は停止中	可搬型気象観測設備	機能・性能試験	検入力による特性の確認 測定器の校正 データ伝送機能の確認	<p>運用の相違</p> <p>・泊はデータ伝送機能の確認について記載。</p>
発電用原子炉の状態	主要設備	項目	内容																																																																												
運転中又は停止中	可搬型モニタリングポスト	機能・性能試験	検入力による特性の確認 線源による校正																																																																												
運転中又は停止中	可搬型ダスト・よう素サンプラ	機能・性能試験	流量の確認 外觀の確認																																																																												
運転中又は停止中	γ線サーベイメータ	機能・性能試験	線源による校正																																																																												
運転中又は停止中	β線サーベイメータ	機能・性能試験	線源による校正																																																																												
運転中又は停止中	α線サーベイメータ	機能・性能試験	線源による校正																																																																												
運転中又は停止中	電離箱サーベイメータ	機能・性能試験	線源による校正																																																																												
運転中又は停止中	小型船舶	機能・性能試験	動作の確認 外觀の確認																																																																												
運転中又は停止中	代替気象観測設備	機能・性能試験	検入力による特性の確認 測定器の校正																																																																												
路電用原子炉の状態	主要設備	項目	内容																																																																												
運転中又は停止中	可搬型モニタリングポスト	機能・性能試験	校正用線源による機能・性能の確認 線源による校正 データ伝送機能の確認																																																																												
運転中又は停止中	可搬型ダスト・よう素サンプラ	機能・性能試験	流量の確認 外觀の確認																																																																												
運転中又は停止中	HoI(T1)シンチレーションサーベイメータ	機能・性能試験	線源による校正																																																																												
運転中又は停止中	GK汚染サーベイメータ	機能・性能試験	線源による校正																																																																												
運転中又は停止中	α線シンチレーションサーベイメータ	機能・性能試験	線源による校正																																																																												
運転中又は停止中	β線サーベイメータ	機能・性能試験	線源による校正																																																																												
運転中又は停止中	電離箱サーベイメータ	機能・性能試験	線源による校正																																																																												
運転中又は停止中	小型船舶	機能・性能試験	動作の確認 外觀の確認																																																																												
運転中又は停止中	可搬型気象観測設備	機能・性能試験	検入力による特性の確認 測定器の校正 データ伝送機能の確認																																																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																									
	<p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>重大事故等対処設備として使用する可搬型の監視測定設備は、他の設備から独立して単独で使用可能とし、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 (60-3-1~60-3-4)</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>重大事故等対処設備として使用する監視測定設備の設置・操作場所について、第3.17-5表に示す。監視測定設備は、屋内及び屋外の放射線量が高くなるおそれが少ない場所に設置又は使用することにより操作に支障がない設計とする。 (60-3-1~60-3-4)</p> <p style="text-align: center;">第3.17-5表 操作対象機器設置場所</p> <table border="1" data-bbox="667 1104 1227 1327"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型モニタリングポスト</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> </tr> <tr> <td>可搬型ダスト・よう素サンプラ</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>屋外</td> </tr> <tr> <td>γ線サーベイメータ</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>屋外</td> </tr> <tr> <td>β線サーベイメータ</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>屋外</td> </tr> <tr> <td>α線サーベイメータ</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>屋外</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>屋外</td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> </tr> <tr> <td>代替気象観測設備</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	設置場所	操作場所	可搬型モニタリングポスト	屋外	屋外	可搬型ダスト・よう素サンプラ	屋内及び屋外	屋外	γ線サーベイメータ	屋内及び屋外	屋外	β線サーベイメータ	屋内及び屋外	屋外	α線サーベイメータ	屋内及び屋外	屋外	電離箱サーベイメータ	屋内及び屋外	屋外	小型船舶	屋外	屋外	代替気象観測設備	屋外	屋外	<p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>重大事故等対処設備として使用する可搬型の監視測定設備は、他の設備から独立して単独で使用可能とし、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 (60-2-1~60-2-4)</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>重大事故等対処設備として使用する監視測定設備の設置・操作場所について、第2.17-5表に示す。監視測定設備は、屋内及び屋外の放射線量が高くなるおそれが少ない場所に設置又は使用することにより操作に支障がない設計とする。 (60-2-1~60-2-4)</p> <p style="text-align: center;">第2.17-5表 操作対象機器設置場所</p> <table border="1" data-bbox="1254 1104 1814 1348"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型モニタリングポスト</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> </tr> <tr> <td>可搬型ダスト・よう素サンプラ</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>屋外</td> </tr> <tr> <td>NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>屋外</td> </tr> <tr> <td>GM汚染サーベイメータ</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>屋外</td> </tr> <tr> <td>α線シンチレーションサーベイメータ</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>屋外</td> </tr> <tr> <td>β線サーベイメータ</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>屋外</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>屋外</td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> </tr> <tr> <td>可搬型気象観測設備</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	設置場所	操作場所	可搬型モニタリングポスト	屋外	屋外	可搬型ダスト・よう素サンプラ	屋内及び屋外	屋外	NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	屋内及び屋外	屋外	GM汚染サーベイメータ	屋内及び屋外	屋外	α線シンチレーションサーベイメータ	屋内及び屋外	屋外	β線サーベイメータ	屋内及び屋外	屋外	電離箱サーベイメータ	屋内及び屋外	屋外	小型船舶	屋外	屋外	可搬型気象観測設備	屋外	屋外	<p>設備名称の相違</p>
機器名称	設置場所	操作場所																																																										
可搬型モニタリングポスト	屋外	屋外																																																										
可搬型ダスト・よう素サンプラ	屋内及び屋外	屋外																																																										
γ線サーベイメータ	屋内及び屋外	屋外																																																										
β線サーベイメータ	屋内及び屋外	屋外																																																										
α線サーベイメータ	屋内及び屋外	屋外																																																										
電離箱サーベイメータ	屋内及び屋外	屋外																																																										
小型船舶	屋外	屋外																																																										
代替気象観測設備	屋外	屋外																																																										
機器名称	設置場所	操作場所																																																										
可搬型モニタリングポスト	屋外	屋外																																																										
可搬型ダスト・よう素サンプラ	屋内及び屋外	屋外																																																										
NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	屋内及び屋外	屋外																																																										
GM汚染サーベイメータ	屋内及び屋外	屋外																																																										
α線シンチレーションサーベイメータ	屋内及び屋外	屋外																																																										
β線サーベイメータ	屋内及び屋外	屋外																																																										
電離箱サーベイメータ	屋内及び屋外	屋外																																																										
小型船舶	屋外	屋外																																																										
可搬型気象観測設備	屋外	屋外																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.17.2.1.4 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針 (1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポストは、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値（10^{-1}Gy/h）を満足する設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポストは、9台（モニタリングポストの代替として6台、発電所海側に2台及び緊急時対策所の加圧判断用に1台）、故障時又は保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計11台を第1保管エリア、第2保管エリア、第4保管エリア及び緊急時対策建屋に保管する設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポストの電源は、蓄電池を使用し、予備品と交換することで、必要な期間測定できる設計とする。 (60-5-1)</p> <p>可搬型ダスト・よう素サンブラは、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値（3.7×10^4Bq/cm³）を満足する設計とする。</p> <p>可搬型ダスト・よう素サンブラは、放射能観測車の代替測定並びに発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度を測定し得る十分な台数として2台、故障時又は保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台を、緊急時対策建屋に保管する設計とする。</p> <p>可搬型ダスト・よう素サンブラの電源は、蓄電池を使用し、予備品と交換することで、必要な期間試料を採取できる設計とする。 (60-5-2)</p> <p>γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータは、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値（3.7×10^4Bq/cm³）を満足する設計とする。</p>	<p>2.17.2.1.3.2 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針 (1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.2 容量等」に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポストは、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値（10^{-1}Gy/h）を満足する設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポストは、12台（モニタリングポスト及びモニタリングステーションの代替として8台、発電所海側に3台及び緊急時対策所の加圧判断用に1台）、故障時又は保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計13台を緊急時対策所に保管する設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポストの電源は、蓄電池を使用し、予備品と交換することで、必要な期間測定できる設計とする。 (60-5-1)</p> <p>可搬型ダスト・よう素サンブラは、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値（3.7×10^4Bq/cm³）を満足する設計とする。</p> <p>可搬型ダスト・よう素サンブラは、放射能観測車の代替測定並びに発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度を測定し得る十分な台数として2台、故障時又は保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台を、緊急時対策所に保管する設計とする。</p> <p>可搬型ダスト・よう素サンブラの電源は、蓄電池を使用し、予備品と交換することで、必要な期間試料を採取できる設計とする。 (60-5-2)</p> <p>NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ及びGM汚染サーベイメータは、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値（3.7×10^4Bq/cm³）を満足する設計とする。</p> <p>電離箱サーベイメータは、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値（10^{-1}Gy/h）を満足する設計とする。</p>	<p>章立ての相違</p> <p>設備設計の相違 ・具体的な数量及び保管場所は異なる。</p> <p>②の相違 記載方針の相違 ・電離箱サーベイメータについては、線量率についての上限（10^{-1}Gy/h）を記載すべきであるため、泊では段落を変え記載している。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータは、放射能観測車の代替測定並びに発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射線量及び放射性物質の濃度を測定し得る十分な台数として各2台、故障時又は保守点検による待機除外時のバックアップ用として各1台の合計各3台を、緊急時対策建屋に保管する設計とする。</p> <p>γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータの電源は、乾電池を使用し、予備品と交換することで、必要な期間測定できる設計とする。</p> <p>(60-5-3, 60-5-4, 60-5-6)</p> <p>α線サーベイメータは、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値(3.7×10⁴Bq/cm³)を満足する設計とする。</p> <p>α線サーベイメータは、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度を測定し得る十分な台数として1台、故障時又は保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を、緊急時対策建屋に保管する設計とする。</p> <p>α線サーベイメータの電源は、乾電池を使用し、予備品と交換することで、必要な期間測定できる設計とする。</p> <p>(60-5-5)</p> <p>小型船舶は、発電所の周辺海域において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を測定し得る十分な艇数として1艇、故障時又は保守点検による待機除外時のバックアップ用として1艇の合計2艇を第1保管エリア及び第4保管エリアに保管する設計とする。</p> <p>また、小型船舶は、発電所の周辺海域において、発電用原子炉施設から放出される放射線量及び放射性物質の濃度の測定を行うために必要な測定装置等及び要員を積載できる設計とする。</p> <p>(60-5-7)</p>	<p>NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ及び電離箱サーベイメータは、放射能観測車の代替測定並びに発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射線量及び放射性物質の濃度を測定し得る十分な台数として各2台、故障時又は保守点検による待機除外時のバックアップ用として各1台の合計各3台を、緊急時対策所に保管する設計とする。</p> <p>NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ及び電離箱サーベイメータの電源は、乾電池を使用し、予備品と交換することで、必要な期間測定できる設計とする。</p> <p>(60-5-3, 60-5-4, 60-5-7)</p> <p>α線シンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータは、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値(3.7×10⁴Bq/cm³)を満足する設計とする。</p> <p>α線シンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータは、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度を測定し得る十分な台数として各1台、故障時又は保守点検による待機除外時のバックアップ用として各1台の合計各2台を、緊急時対策所に保管する設計とする。</p> <p>α線シンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータの電源は乾電池を使用し、予備品と交換することで、必要な期間測定できる設計とする。</p> <p>(60-5-5, 60-5-6)</p> <p>小型船舶は、発電所の周辺海域において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を測定し得る十分な艇数として1艇、故障時又は保守点検による待機除外時のバックアップ用として1艇の合計2艇を1号炉西側31mエリア及び2号炉東側31mエリア（b）に保管する設計とする。</p> <p>また、小型船舶は、発電所の周辺海域において、発電用原子炉施設から放出される放射線量及び放射性物質の濃度の測定を行うために必要な測定装置、要員等を積載できる設計とする。</p> <p>(60-5-8)</p>	<p>②の相違</p> <p>②の相違</p> <p>②の相違</p> <p>②の相違</p> <p>②の相違</p> <p>②の相違</p> <p>設備設計の相違 ・具体的な保管場所の相違。</p> <p>記載表現の相違 ・「及び」と「等」の用法を適正化</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>代替気象観測設備は、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める観測項目等を測定できる設計とする。</p> <p>代替気象観測設備は、気象観測設備が機能喪失しても代替し得る台数として1台、故障時又は保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を第2保管エリア及び第4保管エリアに保管する設計とする。</p> <p>代替気象観測設備の電源は、蓄電池を使用し、予備品と交換することで、必要な期間測定できる設計とする。 (60-5-8)</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号） (i) 要求事項 常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備として使用する監視測定設備は、常設設備と接続しない。 (60-3-1～60-3-4)</p>	<p>可搬型気象観測設備は、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める通常観測の観測項目等を測定できる設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備は、気象観測設備が機能喪失しても代替し得る台数及び発電用原子炉施設から放出されるブルームの通過方向を確認する場合に、風向、風速その他の気象条件の測定を行うために必要な台数として各1台、故障時又は保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台を緊急時対策所に保管する設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備の電源は、蓄電池を使用し、予備品と交換することで、必要な期間測定できる設計とする。 (60-5-9)</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号） (i) 要求事項 常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備として使用する監視測定設備は、常設設備と接続しない。 (60-2-1～60-2-4)</p>	<p>記載方針の相違 ・特別観測は対象外であるため、明確化のためまとめ資料本文と同様に記載した。</p> <p>①の相違</p> <p>設備設計の相違 ・数量の相違は①の相違による。 ・具体的な保管場所は異なる。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性，位置的分散，悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備として使用する監視測定設備は、常設設備と接続しない。 (60-3-1~60-3-4)</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備として使用する監視測定設備は、屋内及び屋外で設置及び操作する。屋内及び屋外において放射線量が高くなるおそれが少ない場所で設置及び操作が可能な設計とする。 (60-3-1~60-3-4)</p>	<p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.1 多様性，位置的分散，悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備として使用する監視測定設備は、常設設備と接続しない。 (60-2-1~60-2-4)</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備として使用する監視測定設備は、屋内及び屋外で設置及び操作する。屋内及び屋外において放射線量が高くなるおそれが少ない場所で設置及び操作が可能な設計とする。 (60-2-1~60-2-4)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備として使用する監視測定設備は、共通要因を考慮する常設重大事故等対処設備はないが、以下について考慮した設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポストは、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、対応する設計基準事故対処設備であるモニタリングポストと異なる場所の第1保管エリア、第2保管エリア、第4保管エリア及び緊急時対策建屋に保管することで、位置的分散を図る設計とする。 (60-6-1)</p> <p>可搬型ダスト・よう素サンプラ、γ線サーベイメータ及びβ線サーベイメータは、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、対応する設計基準事故対処設備である放射能観測車と異なる場所の緊急時対策建屋に保管することで、位置的分散を図る設計とする。 (60-6-2)</p> <p>α線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータは、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策建屋に保管する設計とする。 (60-6-2)</p>	<p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備として使用する監視測定設備は、共通要因を考慮する常設重大事故等対処設備はないが、以下について考慮した設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポストは、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、対応する設計基準事故対処設備であるモニタリングポスト及びモニタリングステーションと異なる場所の緊急時対策所に保管することで、位置的分散を図る設計とする。 (60-2-5)</p> <p>可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ及びGM汚染サーベイメータは、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、対応する設計基準事故対処設備である放射能観測車と異なる場所の緊急時対策所に保管することで、位置的分散を図る設計とする。 (60-2-6)</p> <p>α線シンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータは、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策所に保管する設計とする。 (60-2-6)</p>	<p>設備設計の相違 ・具体的な配備場所の相違</p> <p>②の相違</p> <p>②の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>小型船舶は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、第1保管エリア及び第4保管エリアに保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(60-6-3)</p> <p>代替気象観測設備は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、対応する設計基準事故対処設備である気象観測設備と異なる場所の第2保管エリア及び第4保管エリアに保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(60-6-4)</p> <p>(6) アクセスルートの確保(設置許可基準規則第43条第3項第六号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備として使用する監視測定設備は、保管場所から設置・使用場所まで、車両等によりアクセスルートを通行し、運搬できる設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポスト及び代替気象観測設備の配備場所については、原則モニタリングポスト及び気象観測設備位置とするが、モニタリングポスト及び気象観測設備への移動ルートが通行できない場合は、アクセスルート上に設置する。</p> <p>その後、移動ルートが通行できる状況になった場合は、順次モニタリングポスト及び気象観測設備位置に設置していくこととする。</p> <p style="text-align: right;">(60-7-1～60-7-3)</p>	<p>小型船舶は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、1号炉西側31mエリア及び2号炉東側31mエリア(b)に保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(60-2-7)</p> <p>可搬型気象観測設備は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、対応する設計基準事故対処設備である気象観測設備と異なる場所の緊急時対策所に保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(60-2-8)</p> <p>(6) アクセスルートの確保(設置許可基準規則第43条第3項第六号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備として使用する監視測定設備は、保管場所から設置・使用場所まで、車両等によりアクセスルートを通行し、運搬できる設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備の配備場所については、モニタリングポスト7を除き、原則モニタリングポスト及びモニタリングステーション並びに気象観測設備位置とするが、モニタリングポスト及びモニタリングステーション並びに気象観測設備への移動ルートが通行できない場合は、アクセスルート上に設置する。</p> <p>その後、移動ルートが通行できる状況になった場合は、順次モニタリングポスト及びモニタリングステーション並びに気象観測設備位置に設置していくこととする。</p> <p>モニタリングポスト7は防潮堤の外側に設置されているため、配備場所は防潮堤内のアクセスルート上に設定する。</p> <p style="text-align: right;">(60-7-1～60-7-3)</p>	<p>設備設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な配備場所の相違 <p>設備設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な配備場所の相違 <p>設備設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊のモニタリングポスト7は防潮堤の外側に設置されているため、防潮堤による計測への影響を考慮し、可搬型モニタリングポストの配備場所は防潮堤の内側に設置することとしている。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>(i) 要求事項 重大事故防止設備のうち可搬型のもの、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポストは、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、対応する設計基準事故対処設備であるモニタリングポストと異なる場所の第1保管エリア、第2保管エリア、第4保管エリア及び緊急時対策建屋に保管することで、位置的分散を図る設計とする。 (60-6-1)</p> <p>可搬型ダスト・よう素サンブラ、γ線サーベイメータ及びβ線サーベイメータは、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、対応する設計基準事故対処設備である放射能観測車と異なる場所の緊急時対策建屋に保管することで、位置的分散を図る設計とする。 (60-6-2)</p> <p>α線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータは、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策建屋に保管する設計とする。 (60-6-3)</p>	<p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>(i) 要求事項 重大事故防止設備のうち可搬型のもの、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポストは、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、対応する設計基準事故対処設備であるモニタリングポスト及びモニタリングステーションと異なる場所の緊急時対策所に保管することで、位置的分散を図る設計とする。 (60-2-5)</p> <p>可搬型ダスト・よう素サンブラ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ及びGM汚染サーベイメータは、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、対応する設計基準事故対処設備である放射能観測車と異なる場所の緊急時対策所に保管することで、位置的分散を図る設計とする。 (60-2-6)</p> <p>α線シンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータは、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策所に保管する設計とする。 (60-2-6)</p>	<p>設備設計の相違 ・具体的な配備場所の相違</p> <p>②の相違</p> <p>②の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>小型船舶は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、第1保管エリア及び第4保管エリアに保管することで位置的分散を図る設計とする。 (60-6-3)</p> <p>代替気象観測設備は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、対応する設計基準事故対処設備である気象観測設備と異なる場所の第2保管エリア及び第4保管エリアに保管することで、位置的分散を図る設計とする。 (60-6-4)</p>	<p>小型船舶は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、1号炉西側31mエリア及び2号炉東側31mエリア（b）に保管することで位置的分散を図る設計とする。 (60-2-7)</p> <p>可搬型気象観測設備は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、対応する設計基準事故対処設備である気象観測設備と異なる場所の緊急時対策所に保管することで、位置的分散を図る設計とする。 (60-2-8)</p>	<p>設備設計の相違 ・具体的な配備場所の相違</p> <p>設備設計の相違 ・具体的な配備場所の相違</p>